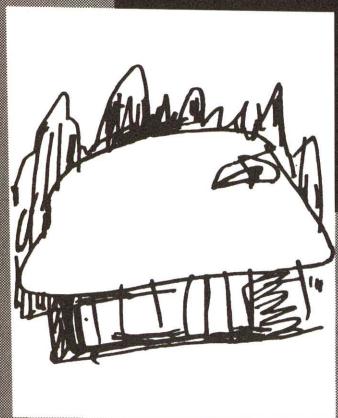
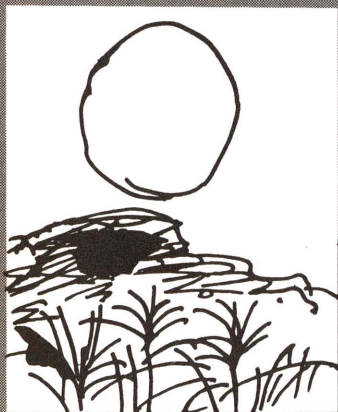


幼児の教育

第五十一卷

第五號

日本幼稚園協會



特集・幼児問題を語る

5

紀

フ レ ー ベ ル 館 の 新 学 期 用 品

- No. 41 幼 児 指 導 要 録
B 5 判、4 頁、文 部 省 御 制 定 の 制 式 の も の で す。
定 価 一 部 5 円
- No. 42 幼 児 指 導 要 録 の 趣 旨 と
そ の 取 扱 い に つ い て
本 社 作 成 幼 児 指 導 要 録 30 部 お 買 上 に つ い て 1 部 添 付 す る も の で す が、本 パ ン フ レ ッ ト だ け の 御 用 命 に も 応 じ ま す。
定 価 4 円
- No. 43 指 導 要 録 表 紙
定 価 50 円
- No. 45 保 育 日 誌
大 変 御 好 評 を い た だ き ま し た 保 育 日 誌、諸 先 生 方 の 御 要 望 に 応 え ル ー ス ・ リ ー フ 式 に し て 御 便 利 を は か り ま し た。用 紙 イ ン ク 止 め 完 全、厚 上 質 表 紙 を 添 え て 50 枚 に 付
定 価 200 円
- No. 47 園 籍 簿
定 価 1 枚 2 円 50 銭
- No. 48 身 体 検 査 票
B 5 判、文 部 省 令 第 7 号 学 校 身 体 検 査 規 程 に よ る 制 式 の も の 定 価 1 枚 2 円 50 銭
- No. 49 父 母 へ の 告 白 書
B 5 判 定 価 1 枚 2 円 50 銭
- No. 50 園 の た よ り
A 6 判 24 頁 定 価 15 円
- No. 51 同 カ バ ー 定 価 15 円
- No. 53 卒 園 臺 帳
B 5 判 定 価 1 枚 2 円 50 銭
- No. 55 保 育 料 袋
定 価 1 枚 2 円 50 銭
- No. 56 保 育 証 書 (A)
No. 57 保 育 証 書 (B)
A は B 4 判、B は B 5 判
定 価 A 10 円 B 7 円
- No. 58 園 児 募 集 ポ ス タ ー (A)
No. 59 同 (B)
A B 2 種 あ り ま す。大 き さ は 約 1 尺 5 寸 × 2 尺 幼 稚 園、保 育 所 共 用
定 価 A B 各 15 円

- No. 72 出 席 簿 (縦 型)
定 価 1 枚 2 円 50 銭
- No. 101 出 席 カ ー ド
A 5 判 13 枚 (表 紙 共) 定 価 30 円
- No. 102 出 席 カ ー ド 用 カ バ ー
定 価 15 円
- No. 103 出 席 カ ー ド 用 貼 紙
10 人 分 12 ヶ 月 一 箱 定 価 200 円
- No. 111 め り え (初 級)
No. 112 同 (上 級)
B 5 判 各 16 枚 定 価 各 35 円
- No. 116 え と め り え (No. 1)
No. 117 同 (No. 2)
B 5 判 各 16 枚 定 価 各 35 円
- No. 118 お さ い く 帳
B 5 判 12 枚 定 価 30 円
- No. 126 自 由 画 帖 (A)
No. 127 同 (B)
定 価 A 35 円 B 28 円
- No. 131 折 紙 (特 製 5 寸) 定 価 55 円
- No. 132 同 (// 4 寸) 定 価 40 円
- No. 133 同 (並 製 5 寸) 定 価 40 円
- No. 134 同 (// 4 寸) 定 価 30 円
以 上 い ず れ も 1 色 100 枚 包 の 価 段 で す。
色 の 種 類 は 12 色。(並 製 は 11 色)
- No. 156 ま ん て ん く れ よ ん (10 色)
定 価 50 円
- No. 157 同 (8 色) 定 価 40 円
- No. 158 お 道 具 箱 定 価 60 円
- No. 160 鋏 (先 丸 鋏) 定 価 35 円
- No. 168 た の し い お し ご と
お 茶 の 水 の 及 川 先 生 の 新 ら し い 企 画 に な る 工 作 の 本 で す。 B 5 判 16 頁 定 価 45 円
- No. 171 組 別 名 札 (縦 型)
両 面 色 紙 ば り、色 の 種 類 は 赤、黄、緑、白、桃、禪、水 色 の 7 色 定 価 1 個 2 円
- No. 74 園 の た よ り 用 ゴ ム 印
定 価 1 組 12 ヶ 200 円
- No. 65 在 籍 記 録
B 4 判 定 価 2 円 50 銭

発 行 所 東 京 都 千 代 田 区 神 田 株 式 会 社
神 保 町 二 丁 目 四 番 地

フ レ ー ベ ル 館

振 替 口 座 東 京
一 九 六 四 〇 番

幼 児 の 教 育

第五十一卷

第 五 號

昭和二十七年四月

目 次

表 紙……………中 川 紀 元

幼児の修身教育に就ての基本的考え方……………倉 橋 惣 三…(2)

(ヌース) 戦争玩具に関連して……………牛 島 義 友…(4)

農村幼児の保育(III)……………根 岸 草 笛…(6)

變つた幼児(I)……………村 山 貞 雄…(11)

特集座談會

幼 児 問 題 を 語 る

吉見静江・大島文義・山村きよ

青柳義智代・秋田美子・鈴木とく・倉橋惣三…(18)

芽……………佐 竹 義 輔…(26)

子 供 讀 歌 (19)……………倉 橋 惣 三…(30)

小兒麻痺について(II)……………多 田 富 士 雄…(34)

講話 幼児の心理 (II)……………波 多 野 完 治…(40)

(官庁公示連絡事項)

幼稚園の設置基準について……………(48)

第6回全国保育大会予告……………(46)

会 か ら……………(52)

編集主幹 倉 橋 惣 三

協力委員 牛 島 義 友

多 田 鉄 雄

編集委員 西 山 浪 太 郎

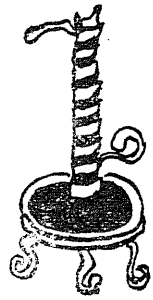
及 川 ふ み 齋 藤 文 雄

波 多 野 完 治 山 下 俊 郎

(五十音順)

発 行

日 本 幼 稚 園 協 會



幼児の修身教育に就ての

基本的考え方

倉 橋 惣 三

此頃修身教育の必要に就て種々の論議が行われている。人間教育として、その必要はいうまでもない。

しかし、その方法に就ては、被教育者の心理的発達によつて、必ずしも同一ではない。

それを誤ると、教育的効果を達しないし、有害ということはないが、正しきを得ないことにもなる。

教育のすべてに互つて、この点は、周到正確に考えられなければならぬが、単純なる知的教科でない修身教育において特にそうである。

教育目的として、これほど重要であり、その重要性が万人に認められているに拘わらず、小学校の新教育において、修身科が廃止せられたのも、方法の考察の上からである。

その小学校の修身科復活論と共に、幼児教育においても、再びその修身教育が論議せられてくる。『修身科廃止』に對する一つの反動であると思われるが、教育目的上の熱意が強

ければ強いほど、方法は精密に考慮せられなくてはならぬ。——その詳論は他の機会に譲るとして、——また、これまでも屢々説いたところであるし、こゝには、その考え方の最も基本である要点に就て、誤りなきを期したい。

修身科は道德に関する科目である。しかしして、道德の生活心理的發達は、道德感情、道德觀念、道德概念の三つの段階を辿る。従つて、その教育も、この段階に應じるべきものである。勿論この三段階は、發達の過程において、決してさい然たる区劃を呈するものでなく、また、過程として、一々の充実が終りを告げてから、次の段階に移るといふものでもない。道德概念の發達によつて、道德觀念が明確になり、道德觀念の發達の中に道德感情の發達の成熟を見ることがある。心理学的には、感情、觀念、概念と分つけれども、道德は生活であり、所詮生活の渾然性においてのみ、道德があ

るのであるから、道徳感情、道徳觀念、道徳概念のそれら、
が道徳生活の渾然の要素ではあるけれども、それらの一つ
は、道徳ではないのである。

しかも、すべての生活の發達が実行（具体生活）に初發す
るところ、道徳の發達も具体生活の実行の内に初發し、内包
されること、幹も、枝も花も実も、芽の内にあると、いえば
いえるのと同一の理になるのである。

幼児の道徳教育の最初をしつけ、すなわち実行生活の教育
におくのは、何人も此の理に基くからである。この具体の実
行的道徳教育を重なることなき修身教育は、芽を守らずし
て、有終の美を得んとする園芸家と誤りを同じうするもので
ある。

しかもまた思わなければならぬことは、実行的道徳生活
は、日常の実際として、時に外部行動、外形の整美が主にな
つて、——時として、それだけであつて、——必ずしも、内
部の生命が伴わぬことのあることである。その場合でも、道
徳教育の方法としては効果がある。軽視すべきではない。し
かし、その生活の道徳価値は多いといえない。道徳生活は特
に内部性を重要とするからである。すなわちしつけとしてこ
の道徳的習慣は美しいことであり、それはそれとしての価値
をもつけれども、道徳教育としては、それだけでは、浅くま
た弱いことを忘れてはならない。——幼児には余り多くを求
めることは出来ないし、深過ぎ強過ぎることを期待してはな

らないが、また、幼児だからといつて、道徳生活の価値のあ
りかを小さいところに置き過ぎてもならない。

單純なる習慣的道徳行動をねらう機械的乃至他動的しつけ
にだけ満足せず、もう少し、（その度合は一般的にもむづか
しく、殊に、幼児個々の差異によつて最もむづかしい）内部
に達する、おとなの視力と感受性とが必要である。

道徳觀念の教育は此の後である。殊に道徳概念の教育はす
つと後のことである。此の心理的理由を知らぬ人はない筈で
あるけれども、觀念や概念が、実行（前述）とは又別の意味
で、外部的性質を帯びていることが、おとなの道徳が觀念的
や概念的のところが多いのに通じ易いのと、一般的にい
つて、おとなの教育的焦慮癖とから、感情——道徳生活のエツ
センスであるところの——の点に伴わない、觀念道徳や甚だ
しきは、概念道徳にだまされ易い（幼児の道徳として）こと
になるのである。修身の格言を幼児に覚えさせたり、倫理の
方則を幼児に分らうせよとしたりする過誤失態を敢てせら
れたりするのである。——此の論、詳かならざること甚し
い。しかし、今日の要を得るにおいて敢て簡明を失つていな
いと確信する。



戦争玩具に

関連して

牛島 義友

近頃戦争玩具が教育界やジャーナリズムに話題を投じている。たしかに子供たちはこんなおもちゃで童心がかきみだされ好戦的な人間になつては大変である。私も結論としては戦争玩具には反対である。

しかしなぜ戦争玩具はいけないかという事を考えてみると、簡単には答が出せない点がある。先づ小さい時から鉄砲やピストルやタンクなどのおもちやで遊んでいると、平和の敵である好戦的な人間になるかどうかという発達心理の問題は早急に結論が下せない。今日平和を熱愛している人の幼児時代にはこんな玩具は一つも持つた事がなかつたとは言えないであろうし、幼時の遊戯どころか幼年学校、士官学校で徹底的な軍隊教育をうけた人からも平和主義者は出ている。戦争中には特攻隊を志願

した人の中からも熱烈な平和論者が現れている。一個の性格者が形成されるためには種々な要素が錯綜しているので一つの要素だけで説明するのは大胆すぎる。鉄砲で遊んでいた子供が軍人になるだろうと考えるのは、電車の玩具で遊んでいる子供は電車の運転手になると同じ位の確率をもつて正しいかもしれない。

遊びという生活環境が子供の人間形成にそれ程強い影響を与えてくれれば、人間教育も楽である。孟子の母の様に子供の生活環境さえ配慮してやれば立派な人間がどん／＼生産されてくる。しかし同時に生活環境がそれ程決定的な影響を与えるとすれば恐ろしい事であり、今日の日本の様な生活の悪条件下においては、子供の教育をする勇氣も失われるかもしれない。

発達心理学的には戦争玩具の影響が果して人間形成にどれだけの影響を与えるかは簡単に言明の出来ない事であるが、社会心理学的には明瞭な関係がみられる。子供たちが刀や鉄砲で遊んでいる風景を大人たちが眺めると好戦的な雰囲気を感じるし、子供たちが戦争ごっこばかりしたり、タンクや飛行機の画ばかり描いているのを見ると、大人の心理もその空気の中に引入れられていく。又子供自身も刀の玩具をもつてついに人を斬る真似をした

くなるし、ピストルをもつとギャングの真似をしたくなる。戦争ごつこをしてしていると弱い者をいじめるのは当りまえだという気持ちになつてくる。この玩具は子供や大人の現在の生活や遊びの様式に直接影響する事は明瞭な事実である。この現在の社会心理が将来の子供の生活にどう影響するかは前の問題で簡単に断言出来ないが、現在の生活心理に強い影響を与える事は明瞭である。こういう空気が昂つてくると、再軍備賛成の声がこゝから生れて来るし、更に宣戦布告の挙国一致の態度さえ生れるであらう。この意味で好戦的緊闘気をじよう成する一要素としての戦争玩具はあくまで排除したいものである。

しかし現実の社会心理を左右するのは一個の玩具だけではなく。むしろ緊迫した政治情勢、ジャーナリズムにおける煽動的論調、空に飛ぶゼツト戦闘機、街を轟進する戦車の方が遙かに重要な要素である。戦争玩具だけを追放すれば好戦的な社会心理が消えると思うのは子供だましである。弱い者いじめである。

弱い者といつたのは、子供と玩具業者を指す。悪い玩具があらわれると人々はすぐそれを玩具業者の罪にする傾向がある。いかにも悪い玩具をつくつた責任は問われねばならない。しかし何故彼等がこんな玩具をつくるか

という原因を考えねばならない。彼等は童心に毒を注いでやるうと思つたり。軍国主義復活のためにこんなおもちゃを作つてゐるのではない。彼等は主義や教育理想のために商売をしているのではない。売れるものは作り売れないものは作らないだけの話である。よい玩具がうれるならば勿論喜んで製造する。しかしよい玩具だと言われて拵えさせられたものも、売れなければ製造を止めてしまふ。売れるものならばどんな物でも平気で作り出す。玩具を左右するものは業者ではなく実は購買者にあることを忘れてはならない。今迄つくられた玩具の中にはなか／＼よいものもあるし、組立玩具などわれ／＼は極力推奨してきた。しかし今日は殆んど影をひそめて見出すことが出来ない。日本の玩具界は立派な教育的な玩具を過去において作つたし、作る能力ももつてゐる。これを引出すか否かは購買者側にあるのだ、親たちは子供の幸福と健全な成長を希い、細かな配慮をもつて玩具を選ぶならば、店頭には優良玩具が並ぶ様になるし、親たちが放任的に気まぐれな買い方をし、又同時に小さな購買者たちが瞬間的な興味のまゝに好きなものを買う様にしておけば、不良玩具や戦争玩具が汎濫する。

農村の保育 (三)

根 岸 草 笛

(三) 農村の家庭生活

農地解放で昔のように農家の貧富の差は少なくなりましただけれど、家庭内にはまだ雑草のように根強く封建的な思想がはびこつています。例えて見ますと、家族の日常の食事や入浴の順序なども、家長を中心に厳然と定つていて、嫁や子供の地位が最も低く、家長の先きに嫁や子供の御飯を盛つたり、小姑の先きに入浴したりしたら大変なことになります。又、囲炉裏をかこんで一家団欒するような場合でも、各々の坐る所が一定していてみだりに乱すことが許されません。

先ず庭に向つた座をヨコザといひまして(各地でいろいろと異つた呼び名がありますが)家長の席に決定して、その座は来客特にお坊さんや目上の賓客以外はめつたに譲ることなく、たとえ野良仕事や寄り合いなどで家長が留守でもそこは冒し難い席になつています。ヨコザの向いはキジリといつて薪をくべる所で、一番下の座の下つばの座る所、即ち嫁子供使用人共の座になつています。ヨコザの右或いは左がキヤクザでお客さまの座席と掣或いは男の座とされ、その向いの奥を背に

した座がカカザであつて、主婦(姑)の座になつていますが、杓子渡し(主婦権の相統)のすまぬ嫁はまだその座に座ることができません。

そして姑の権利が非常に絶大であるために、新憲法下でも嫁の人権が無視されていることは昔とたいした変りがありません。朝早くから薄暮の頃まで家事と雑用に追われた上に、野面において男子と同様に仿いて、休息の暇はほとんどありません。しかも、その雑用や炊事の仕方なども、都市のようにガスや水道がなく、うす暗くだつ

広い台所に、水、薪、野菜、調味料、鍋釜などが雑然と離れ離れにおいてあるために、非効率も甚だしいものでもあります。その非効率な加減を或る学者の方が調べられていましたが、それに依りますと、男の人達がまだノウノウと寢床の中で朝寝をしている間に、農家の主婦が歩く距離を計算して見ましたら、平均して期起きて台所へ行くまでに七米、御不浄まで十三米、薪小屋へ十七米、馬小屋へ飼料を運んで十四米というように合計三キロも余計に歩いていることが解りました。そしてその計算で行きますと、一年間に凡そ千九百五十キロの距離を歩き、三十年間農村の主婦を勤めると、大体三万二千八百五十キロを歩きますから、丁度地球を二周するほど、男子より多く歩くかんにようになつてゐるそうです。

それでも普通の新嫁のうちはまだしもですが、子供が生れたら更に苦勞が増します。夜は夜とて授乳やおしめとりかえに熟睡ができず、昼は昼とて

男子衆や手伝いの者がこびり（小屋、おやつ）や昼休みで休息をしている時にも、授乳、洗濯、ほしものなどと身体をやすめることができません。しかも屋間に自分の子供に時間通りの授乳のできる母親はまだ幸のある方でして、子守役の姑に子供を奪れている嫁は、少し田畝が家から離れていると、その往復の時間を目にあげられて、屋間の授乳を断念させられてゐる者があります。そしてありあまる乳を持ち乍ら、姑のつくりあたえる怪しげなこしらえ乳（主として米の粉を与えています）で、我が子の瘦せ細つて行く姿を、涙を抑えて眺めている母があるかと思えば、又、その反対に過勞のために乳の分泌が減つても、毎日自家の鶏が百二百と卵を産んでいながらもそれを自分で喰べることができず、野菜も上等の物はみな市場に出してその残り屑しか喰べることの許されぬ嫁もおります。

それで農村の子供達が無心にさりげ

なく歌つてゐる手鞠歌や追羽根の歌などをきいていまして

ごごちや、ごごちや、何故髪結わぬ
櫛がないかや 鏡がないか

櫛や鏡は沢山あれど

ととさま死なれて三吉や江戸へ
何をたのしに髪結わりぞ、髪結わり
ぞとか

.....
壘三枚 ごご三枚

あわせて六枚ひきつけて

嫁とつてえその嫁は

しくらしくらと泣きまする
何が不足でなきまする

.....

というように女の生活の悲しさやはかなさが歌われているもの多いのも哀れな感じがいたします。

しかしこれはヨメサの地位が低いのであつて、いわゆるカカサ即ち主婦（姑）ともなれば、都市の主婦が一般的に良人の勤勞に依存して、消費生活の面におき主婦の勞働が行われている

のに対し、農村では女の手をとり去つたら農業は成立しないほどに重要な働きをして、現に戦争の最中は女子ばかりで立派に田畠や山林を護り抜いた実例が沢山あります。それで直接出産に参与している女の立場が家庭内においては都市の主婦ほど低いものではなくなります。ですから農村では、早く主婦にならなくては損だということになります。

その外に農村の家庭生活の特色としては迷信の横行などもあげられましようが、あまり永くありませんのでその事は省略させていただきますが、そのためにどれほど多くの人命が失われているか解りません。

けれども農村の家庭生活にも明るくたのしい面も又あります。

農繁期の子供達は垢とボロの塊のような感じで顔もようは洗つて貰えず、衾あしもうすよごれ、手足の爪は狼の子、髪の毛は河童の子、お眼々はぶくろの子、お鼻は豚の子、エトセトラエ

トセトラ……で、乳児もおしめなど一日中とり替えて貰えず、小さな乳倉の中へ押し込められて糞尿の拷問責めですけれど、お祭り、節句、旗日紋日、などの子供達、殊に冬籠りの頃の子供達には行き届いた母親の手と愛情が感じられ、お盆やお正月が来れば、あたまの毛もキレイに整えられて、サツパリした着物に着替えさせて貰えますが、特にその中でもお正月には、甘たれ子羽織の紐に鈴をつけたり、腰に縫いくるみの千匹猿をブラさけて貰つたりして精々可愛がつて貰えます。そして父親か母親の手製の藁靴に派手な併や縞のへりとりをつけて貰つたものを穿いて、隣り近所へ遊びに廻り、干柿やかち栗を貰つて喰べ歩いてる頃の子供達はやはり幸福という点で都市の幼児にも劣らぬことでしよう。そして年寄りのベバサから「わしらがヨメサにきた頃はのう、褌の幅がこんげに一寸中もあるような振袖を着て、馬の背中に横向きに乗せられてのう、大きな

島田の髷をおもたげにゆられゆらせ、あの峠を越えて来たもんだえい」というような昔話をきく頃が一番たのしいらしいとございます。

(四) 農村保育の目標

新潟県の新潟村字飯の部落では、本年の七月から字立の常設保育所を開設いたしました。誰がそのきつかけをつくつたか、という問に対して、それは野面に佇いたり、街の市場へ野菜売りにでかけたりする女子衆だといふ答えでした。そして特にその女子衆の中でも、リヤカーの上につんだ野菜籠の中に白菜や南瓜と一緒に我が子を同居させて、雨の日にも炎天の日にも市場通いをせねばならぬ幼児を持つ母親達が、その往復に最近できた街の保育所の様子をかいま見て「俺らが村にも保育所があつたらもう」ということになつて、村の顔役の所へそのお話を持つて行つたのだそうす。

それで先ず村の主立ちの人達が与論

調査をはじめましたところ、中には「この税金攻勢に責められているせち辛い時代に、保育所などというぜいたくなものはまつびらだ、国家が国費で建ててくれるまで待てば沢山」というような極端な暴論を吐いた人も、家庭に幼児のない人の中に二三あつた由ですが、結果としては設立となり、字のお寺の一隅に手を入れてとりあえず七十余名の幼児（適令者の全部です）を収容することになりました。

そして一度部落立としての決議がされますと、まるで何か憑きものでもしたかのように、異常に近い程の情熱でその建設をはじめました。木材の切り出し、運搬、砂場づくり、ブランコ吊り、危険物の除去などと、各各その能力に応じた働き振りはいささしいものでしたが、中でも胸を打たれましたことは、滝寺という山あいの谷の部落から通つてくる幼児達が、雨や風雪の日、曲折してつるつる上る粘土の露出して、蛇が池のふちの危い路を通

らずに登園できるようにとの心やりから、約三百米の新路を切り拓いたことでしょう。農村の人達の自己所有の土地に対する愛着はとて強くて、普通でしたならば、十センチか二十センチ位の境界争いでも、血を血で洗うような深刻なものになることがあるほどのので、その感情を乗り越えて文句なしに、この新路をつくつたという事実は、如何にその村人達が一生懸命になつたかという事実の証明になるからであります。そしてその後は、十三名の運営委員が、折り折り協議しては経営を進めておりますが、そこには何ともいえぬたのしい雰囲気があつて、開所式の日には字一番の年寄りのおばあさんが、自家の庭の大木からおちた銀杏の実を赤白に染めてお祝いに贈れば、海軍の復員婦えりの或る次男坊が、唯一つの帰還土産としての財産であつた軍艦の吊り床を、ハンモック代りにと寄贈したり、中学校の女生徒が手製の姐様人形を持つてきてくれたりして、と

てもとても素晴らしい子供達の樂園ができました。のみならずこの飯の部落に刺激された他の部落でも、保育所が欲しいという与論が方方におきて、只今では村内に字経営の三ヶ所の常設ができましたが、来春四月から更に不便な山奥の二ヶ所の部落にも設立し、その五ヶ所を全部村営に切り替えて統制のあるものにするという村会の決議がされるほどになりました。

しかしこのような全村的な運動に、誰がその最初のつけ火をしたかと申しますと、まず役場の厚生係の内田という青年氏が果の比護児童福祉司と心を合わせて、村の母達の会合の度母に児童福祉の問題をとりあげ「都市の幼児が健康で明るくて、文化的な保育施設の中で、教養のある保母の手に依り、たのしい保育や營養の補給を受けているのに、何故農村の幼児だけが放任されて、まむしにかまれたり、あぶに刺され乍ら野天で遊ばなくてはいけないか」と、くりかえしくりかえし説き廻

つて母達の自覚を促された結果なので
す。そして婦人会などの事業として高
田市内の優良保育所を見学させ、彼女
等の目と耳で実際の保育所の価値を認
識させたその収獲なのであります。で
すからこれから後の農村保育の目標は
まず農村の親達の指導に主眼をおい
て、保育所の教育性を高揚して、その
必要を自覚させることにあります。

終戦以後あの様に盛だつた季節保育
所が、すっかり衰微して、官庁の人達
が如何にその設置を奨励しても、笛吹
けど踊らずの感がありますのも、要は
この根本的な指導精神を忘却している
からでありまして、文書の勧告や形ば
かりの物品の寄贈ぐらゐで浅はかなつ
り方をしても、僅かばかりのものでは
決して昨今の農民は動きません。しか
もあの戦争の時代と同じように、農繁
期に於ける労力の調整というような事
柄を一枚看板にした指導法がとられて
いる以上は、保育所が町にも村にも失
業者や労力のダブツイている現在の農

村民の魅力となる筈はありません。

それよりも先ず農村保育のセンター
として、幾つかの優秀なモデル常設保
育所を設置して、年間を通じてそのよ
き保育効果の実績を示し、母親達が安
心して勤勞すると同時に、いとしい我
が子の心身の成長のめざましさにおど
ろく、そうした状態に一ヶ村でもなれ
ば、それに刺激された周囲の村村に
も、自分の村にも保育所が欲しいとい
う声が必ず起きて参ります。又、農繁
期になつて季節保育所が更に必要であ
るならば、そのセンターとしての常設
保育所が準備して分園の形式で出張保
育を行えば、これまでのような粗末な
託児所ではなくて、少なくとも保育所
と名付け得る保育をなし得る可能性が
増してきます。

ですから、その常設保育所が中心に
なつて、更に絶えざる努力を以つて地
域社会の指導を継続すれば、限られた
保育所の幼児のみならず、前述のよう
に村全体の親達の低く乏しい幼児への

理解の程度も向上し、暗くて封建的迷
信的な家庭生活も反省されて、明る
いものに変化させて行けることと思いま
す。そこで要は、農村保育の目標は先
ず地域社会の指導と、家庭の両親教育
からはじめねばならぬこと、それは少
々廻りくどいようですが、実は目的へ
の最短距離であり、しかも最も確実な
路であると信じてやみません。(完)



變つた幼児 (一)

— その診断と指導 —

村 山 貞 雄

變つた幼児を「變つてゐるなあ」で済まさずに、その親の心になり、その幼児の身になつて温い愛情の手をのばす、これが育ての心である。しかもその手の伸ばし方を、一つ一つ真剣に考へてその技術を科学的に建設していく。これが眞実の育ての心であろう。この育ての技術は、名人芸ではなく、迂遠でも万人が実行できるような方向に進まなければならない。

愛育研究所では、このような気持で教育相談をおこなつてきたのであるが、これらの幼児について (一) 主訴

(一) 家庭環境 (三) 生長史と家系
 (四) 診断 (五) 指示の内容 (六) 経過
 の六項目に分けて書きとめてきた。
 ここにそのうち、「幼稚園に行かなくなつたこと」と、「保育所の物を

よく盗むこと」と、「知能が低くて特別幼稚園に入つたこと」と、「兄が幼稚園に行きはじめてのを、嫉妬すること」との四つの例について述べよう。(以下姓名その他は全部仮稱である。)

一、岡部 哲二

男

五歳〇ヶ月

昭和二十六年
 四月下旬相談

一、主訴

「幼稚園に行かなくなつた」

哲二は今年の四月に入園した。同居

をしていゝと、こが、丁度その幼稚園の年長組におり、いとこにひかれて喜んで登園するので、最初の二日を除けば他の園児のように送り迎えもせずすみ、非常に調子がよかつた。ところ

が、哲二が十二日目から登園しなくなつたのである。

その前に次のようなことがあつた。すなわち入園してから丁度一週間目（水曜）に、哲二の帰る時刻に母親がやむをえない用事で外出し、哲二の帰宅後間もなく帰つて来たが、彼は何も言わずに遊んでおり、普段と全く同じ状態であつた。その翌々日（金曜）に哲二に、留守になる旨をよく言つておいて外出し、五時頃に帰つたところ、その時はすでに泣きやんでいたが、家人の話によると哲二が帰宅したときに母親がおらぬために泣いたということであつた。母親がおそくなることは哲二はよく知つていたはずであるが、丁度女中を里に帰したから、少しほうつておかれたかも知れない。尤もおおつは普通に与えられていたが、家の中の人数は確かに欠けたものがあつたであらうと思われると、母親は語つてゐる。

その翌日（土曜）は、哲二は普通に

登園している。

ところがその翌々日（月曜）から、彼は幼稚園に行くのがいやだと言つて行こうとしなくなつた。その後無理につれて行つておいて来たが一人で帰つて来てしまつたこともあつた。女中や叔母につれて行かせたことも二、三回あつたが、いつも帰つて来た。

なおそれ以後、彼は母親のあとを非常に追うようになり、母親がよそに行くときには、必ず「つれていつてくれ」と言つてついて来る。又遊んでいてもひよこつと母親を探しにやつてくるし、遊びに行くときも、「お母さん家にいてね」と約束してでかける仕末である。

二、家庭環境

父は医師をしており現在三十八歳である。母はある有名な女学校を出ており三十一歳である。兄弟は、兄（十歳）が一人あり、附近の公立小学校に在学している。その次にもう一人兄が生れ

たが、生後五日で死亡している。同居者として、哲二の叔父（三十三歳）、叔母（二十六歳）、そのこどもすなわち哲二のいとこ（五歳と一歳）の他に、女中（二十八歳）が一人いる。

三、生長史と家系

哲二のすぐ上の赤ん坊が生れて間もなく死亡したと、兄との歳が離れており人手が余つたために、身のまわりの世話をこまごまとやきすぎ、やゝ我がままに育てた傾向がある。

現在、家庭では、放任してあげられさせている方であり、外でよくあばれる。

哲二は絵をよくかく方で、兄の友達と遊ぶのが面白いらしく、それらの人々とよくなじんでいる。

家系には別に変わったことは見当らない。

四、診 断

その一

哲二はおとなしそうなことでもあるが、おとなしい割合に、わかんとしたところがある。神経はこまかい方である。

知能程度は、不明である。すなわち検査中彼が母親にくつついて顔をあげぬためにテストができぬので、テストが「ひとり」でできるでしょう、お母さんちよつと外に出てみて下さい。」と言つたのがまずく、そのために彼は非常常に不安定になり、検査不能になつた。しかし知能程度は低くなさそうに思われる。

同年のいとこにくらべると、おちついてものごとをする方である。母親から離れたがらぬことは非常なもので、相談後帰りがけに母親が便所に行くのと、便所の扉をしつかり抑えているのが印象的に見えた。

その二

哲二が幼稚園に行かなくなり、その後連れて行つても帰つてくるようになつた理由は、母親にたいする安定感が

その前の母親の二回の留守によつて失われたためであると考えられる。

幼児が幼稚園や保育所に行かなくなる原因として、次のようなものがある。(×印は哲二とその母親から聴きとつた結果、原因でないと考えられるもの)
一、能力が高いために幼稚園が面白くなくなる。

A、知能が高すぎて普通の保育が馬鹿々々しく感じられる。×

B、二年保育や三年保育の場合、保育内容が前と同じで面白くなくなる。×

二、知能や性格に欠点があるために面白くない。

A、社会性が欠けているために、他の幼児から孤立する。

B、神経質なために教師や他の幼児と融和しにくい。×

C、知能が低いために幼稚園でやつていことが難しすぎる。又は馬鹿にされる。×

三、身体が虚弱なために、団体生活から孤立し、ついでいけなすので、

四、幼稚園を嫌がる。×
身体に障害があるために、幼稚園が面白くなくなる。

A、身体に障害があるために、たとえば、びつことかどもりなどのために、他の幼児から、仲間はずれにされたり、皆からからかわれたりする。×

B、身体に障害があるために、たとえば耳だれが出ているなどのために他の幼児から嫌われる。×
五、幼稚園が遠方にあるために行きたくない。×

六、幼稚園で事件がおきたため、幼稚園がいやになる。

A、先生に叱られたために幼稚園に行くのがいやになる。×

B、友達にいじめられたために幼稚園に行くのがいやになる。×

O、或る幼児(特にリトダになる幼児)から無理を強いられて断りきれないで自分だけで悩む。×

七、家庭で事件がおきたために幼稚園に行くことを不安がる。

A、帰宅したときに親が不在のために幼稚園に行くことを不安がらう。

B、その他の事件によつて幼稚園に行くことを不安がらう。

八、本人が遊ぶことが好きで、各種のあそびごとにふけり幼稚園に行きたがらない。×

九、家が貧しくて服装がひどく悪かつたり、保育道具を十分に買つてもらえないためにひげ目を感じる。

(幼稚園では非常に少い) ×
十、本人の性格が異常なために幼稚園に行きたがらない。

A、非常に内気ではずかしがりやである。×

B、親つ子で親から離れることをきらい。×

本例は以上の理由のうち、明かに七のAの原因により、十のBが副因である。すなわち原因が非常に明かにわかる例であるが、この直接の原因のほか、哲二が、従来母親から相當な干渉と保護をうけてきたことと甘やかされ

てきたこと、及び哲二の性質にしんの強いところがあることがその成立を助けている。

すなわち常に十分な保護を受けてきた哲二が、母親から離れて幼稚園に行くという彼にとつて重大な行為をはじめるや否や、帰宅時に母が二回もおらぬことがおこつたのである。この場合、それが約束してあつたことである。と否とを問わず、母親から離れて幼稚園に出かけることと、母親がおらなくなることを連結させて考えざるを得なくなる。又彼にとつてはその相関度もかなり高く考えられたに違いない。そこで、これまで、母親によつて相當構われてきた哲二は、自分の受けた打撃を強く訴えることと、それを防止するために自分の主張を強く通す行為に入つたと考えられる。しかも、しんの強い彼の性質は、この我を相當強く通せうと努力するに至つたのであろう。

五、指示の内容

しばらく幼稚園を休ませることが望ましい。そして休ませているうちに、安定感をとりもどすように努力しなればならない。たとえはハイキングに行かせたり運動会を見に行かせるような登園に似た動作をおこなわせ、その帰宅時に母親が必ずいてやることを繰り返すことが望まれる。一方幼稚園を好むように時々母子で参観に行つたり、いところから幼稚園の話をきくなどして、哲二が幼稚園に再び行きたくなるようにする。このようにして、彼が九月からでも、行き出すようであれば幼稚園にやればよいが、もしそれが無理なようであれば、来学年から幼稚園に行かせてよい。母親にくつつく習慣(及び甘える性格)は徐々に直すのがよく、しんの強いところ(及び我がままな性格)も、いずれは直すように努力しなければならぬが、それよりも先ず哲二に安定感をとりもどしてやる

ことが先決である。

六、經 過

母親は指示の通りに、あせらずに一学期を休ませた。その間なるべく父親と一緒に外出させ、母親への甘えを少くし、帰宅時に必ずいてやるようにつとめた。又人見しりをしないように近所にお使いを頼んだり、危険のない程度に子どもだけで遊ばせ、なるべく干渉や世話をやかないようにした。この

二、太田 一 郎

一、主 訴

「盜 癖」

一郎の母親は保育所の保母から一郎が所有欲が強すぎるようであるから相談に行つたらどうかとすすめられて、雨のふる日に一郎をつれて来た。

母親のことばによると、彼は非常に所有欲が強く、道に落ちてゐるものを

ようにして間もなく、いとこが帰宅すると待ちかまえてよく遊ぶようになったので、九月の新学期から登園させたところ、母親の妹が二日間ついて行つただけで、彼は雨が降つても、いとこと二人で元気に通りようになった。そして現在（二十六年十月）年長者にまけず、非常にこまかに何ごとにもよくすると先生にほめられてゐる。

男

五歳五ヶ月

昭和二十六年
四月中旬相談

よく拾うが、その動作は非常に敏活であるという。たとえば母親と一緒に保育所に行つたときなど、門の所できわめて機敏な動作で植込に入つて行き、しばらくして出て来ることがある。このような場合、母親があとで植込に入つてみると、植込の中にガラスのびんなどのようなつまらぬ物がかくされてゐるそうである。

又彼は他人の物でも平気で持つて帰

る。すなわち保育園から現在までに五、六回友達の小さなおもちゃなどを持つて帰つて見つけられてゐるし、近所の家の物を持つて帰つて来ることもある。このような盜癖は家庭でもあらわれる。たとえば、家に入れても、こずかいをほしがつたときに、やらないでいると、母親のがま口をさがして持つて行く。これはそれで物を買つて近所のこどもに遊んでもらおうとするためである。五日前にも台所においてあつた千円札が少しの間になくなつたので、姉たちが「そら一郎ちゃんじやないか」と言つて、外で遊んでいた一郎をさがして来て、「百円札をあげるから出してなさい」と言つたところ、だまされて千円札を出してゐる。

この一郎の将来のことを思うと心配で心配でたまらないと、理智がかつた母親はなげいてゐる。

二、家庭環境

父親は或る商科大学を卒業後、計理

士になり、九州の或る鉱山会社の部長にまでなつたが、六年前すなわち一郎が生れて二年後に死亡した。一郎はその後母親の手によつて育てられた。母親は某私立高等女学校を卒業し、現在三十五歳である。一郎は長男であるが上に姉が二人おり、十一歳と八歳でいずれも附近の公立小学校に通つてゐる。姉達には盜癖は全然みあたらない。同居人は二人で、二人は祖母(五十六歳)他の一人は親類の男(二十二歳)で交つたことはない。

家の周囲には娼家が多く、環境はきわめて悪い。すなわち附近のこともは幾ら叱つても垣根の割れめから入つて来て、時には物を無断で持つて行く。とり返しに行つても親達は平氣であり、罪悪感が非常にとほしく、返せば文句はないだろうというような態度をとる。家の経済状態は中位で非常に困ることもないが、豊かであるとも言えない。

三、生長史と家系

一郎は熟産で正常産によつて生れ、生下時の重さは八百五十匁、離乳は一歳〇ヶ月のときにはじめた。生来病弱で六ヶ月のときに中耳炎にかかつたのをはじめ、一歳三ヶ月のときに肺炎と麻疹にかかり、以後三歳と四歳のときに肺炎にかかつてゐる。

成長中における環境については特に交つた点のみあたらない。

家系にかんして思いあたるのがないかという相談者の質問にたいして、母親は別に交つた人はいないがと前提して、夫の或る些事について語つた。すなわち一郎の父親が北海道の某会社の課長であつたとき、彼女と散歩に出て、店にひやかしに入り、ナイフを一つ買つたところ、出てから「うまくやつた」と言つて、ナイフを二つ彼女に見せたそうである。その後そのことは忘れていたが、一郎に盜癖があらわれると、そのことを思い出し、このよう

なことが、やはり血統として一郎に伝わつたのではないであらうかと、時折ひとり胸をいためてきたそうである。

四、診 断

その一

「鈴木ビネー式知能検査法によると、一郎の知能年齢は五歳八ヶ月で知能指数は百五である。一郎は一見丈夫で元氣そうなこどもで、応答は普通である。

その二

幼児が盗みをする原因として次のものがある。(括弧内は更にそのおもな原因)
○印は一郎と母親から聴きとつた結果原因と思われるもの、×印は同じく原因でないと思われるもの、?印は疑問なもの)

一、欠乏感(家庭の貧困、異常な所有欲、嫉妬又は競争心)?

二、単なる模倣(悪い友達、悪い家庭)×

- 三、友達への貢ぎ（悪い友達、自分の能力が劣る）○
 - 四、英雄心（悪い友達）？
 - 五、一種の復讐×
 - 六、冗談で所有者をまごつかせようとする。×
 - 七、盗みの興味（スリル）？
 - 八、強制による場合（悪い友達、悪い親）×
 - 九、精神病的（素質）？
 - 十、衝動的（知能が低い）○
 - 十一、悪いことを知らない（知能が低い）？
 - 十二、所有癖が異常に強い。○
 - 十三、素質。○
- 一郎は以上のうち、素質的なものが最も強く考えられる、なお所有癖が異常に強く、衝動性がみられるが、このことは一そう素質的な原因を裏づけている。彼は又友達への貢として盗みをする 경우가あり、意志の薄弱も彼の盗癖の原因であると考えられる。しかし、精神病的なものは今のところ見当

らないし、経済面も大きな原因としていふとは考えられない。又盗みのスリルよりも所有欲の衝動的な発現とみられる。

故に原因はよくわからないが、彼の盗癖は一応素質的なものと考えられる。しかし母親の語つた父親の些事は、父親の性格の一端があらわれたにすぎないとしても、先天的素因の証拠としてみるのには薄弱すぎる。

五、指示の内容

物を盗んだときだけは、非常に強く叱り、他のことではできるだけ叱らないようにすることが大切である。ほんのちよつとしたものを盗んだ場合でも強く叱らなければならぬ。たゞし姉をはじめ他の者の前で叱らないように注意することが必要であり、又母親に何でもかくさずに話せるようにして、秘密を持たせないようにしつけるのがよい。

現在の悪い近隣環境から離れること

が望ましいが、もしできなかったら、友達に気をつは、特に盗癖のある子どもや物を持つて来いと言う子どもから遠避け、なるべく歳下の子どもと遊ばせるように努力するべきである。

保育所にはこのまま通わす方がよく、保母と十分な連絡をとり、導き方についてその指導をこつのがよい。又すぐれた人々の話や無欲な人々の物語りをきかせて、精神の浄化をはかることが効果的である。

なおほしそうにみえる物はこちらから察してこれを与え、金銭などは一郎の見える所におかないように注意しなければならぬ。

六、経過

文書によつて連絡したが、返信なく、その後の経過は不明である。

幼 児 問 題 を 語 る

日 時・3月31日 午後5時

場 所・東 中 野・モ ナ ミ

出 席 者 (イロハ順)

厚生省児童局保育課長	吉 見 静 江 氏
文部省初等教育課長	大 島 文 義 氏
東京都教育庁指導主事	山 村 き よ 氏
全国私立幼稚園協会理事長 日本保育連合会 副委員長	青 柳 義 智 代 氏
東 京 都 技 師 日本保育連合会副委員長	秋 田 美 子 氏
台東区江東橋 保育園長 日本保育連合会常任理事	鈴 木 と く 氏
お茶の水女子大学 東京女子高等師範学校 名譽教授 本誌主幹	倉 橋 惣 三

幼児問題の奥にあるもの

倉橋 本日ワザ／＼御あつまり願いましたのは、御案内申上げてありますように「幼児問題について」——幼児期の問題についてそれ／＼の方面の中心権威の方からいろいろとお話ねがい、これを「幼児の教育」五月号に掲載させていたゞきたいと思うのであります。本日おあつまり願いました方々は、現在日本の保育界にとつては一寸仲々、これだけの方々が一緒におあつまり願うという事がむづかしい位の方々です。キツトい、お話が伺えると思います。そこで打ち明けた企圖を申上げると、すでにこれは皆様もよく御承知のように当面の御関心の中心である幼稚園と保育所の問題、これを一体どういう風に考えて行つたらいいかという事があります。私自身の考え方から申せば、私は、幼稚園とい、保育所ということも、凡てはこれ日本の幼児期に関する関心の一つであると考える。そこで本日は、幼稚園であるとか保育所であるとかの分け方をしないで、成程施設としては各自別箇のものにはなっているけれども、それを

一括して「幼児問題」という事についての一つの関心、共同の関心と考えてお話をすゝめて行つて載きたいと思ひます。そしてその中に実際として幼稚園であり、保育所である問題についてのお話をうけたまわりたい。こゝで幼稚園と保育所の綱引きや腕押しをするつもりもないし、又そういう事は意味のない事だと思ひます。広く一般に「幼児問題」の奥にある、基礎になる意味合でおはなし願ひたいと思ひます。でありますから議論もそれにむすびついて、そこにおちて行く、そこに消化されて行くものをもちたい。皆様にもこういう意味はよく御諒察いたゞける事と思ひます。もつと神経質にいえば、今晚の座談会の記事は「幼児の教育」に出ますが、「幼児の教育」を出しているところが幼稚園協会である。すると今日の話も、幼稚園が中心でなければならぬように思われるが決してそういう事ではありません。これはお断りするまでもないのでありますが、こういう御諒解を願つておいて話をすゝめたいと思ひます。

かも知れないが、こゝでまづ御一緒にその話をきいて、それを皮切りとして話をすゝめて行きたいと思う。吉見さんどうぞ

吉見 あまり時間もありませんので、その話はない方がよくはないかとも思ひますが、折角ですからごくカイツマンデ申上げる事にいたします。私は向うで幼稚園は二つ程、保育所はいくつも、いわゆるナーセリー・スクールも見ました。しかもどこもそうちがわれないという感じがしました。幼稚園は学校の中に入つて学校についています。様子も学校に近い、独立の建物はありません。多少はちがいますが、全体的にどこへ行つても、私共が日本の現状においてあゝしたい、こうしたいと思つている点、悲しんでいる点に向うにはない。

又日本では子供たちをあゝいう風に、こういう風にと色々考えて私共にあせています。が、そういうものが向うにはありません。結果など気にしないでノビノビとやつています。そういう向うの子供たちを見てそれから日本の子供を見ると、何かお正月の子供という感じがいたします。どういう風に子供をかザリツケしようかという事で日本の先生方は苦勞している。向うでは子供を好き放題にさせておいて、そして見るのを見ていますから本当の意味の教育という事が出来るのだと思ひます。私の多く見たテキサス州はアメリカの中ではあまり教育の進歩したところではありません。しかもそうでありました。この前はニューヨークとかボストンとか進んだところを見ましたが、今度は逆なところを見たわけです。全体として乱暴な遊び方、気の大きい遊び方、大きなものを動かす遊び方をさせておられます。あまり細い事はやらせていない。玩具なんか同じようなものが沢山あります。そしてどれも壊れてません。なくならないかと心配するがなくなる事はない。どうしてこういう風に行くか——これは一つには日本の貧しさだと思ひます。一つは一つはがあると、それを触れないで眺めていなければならぬ日本、それからみると実にうらやましい限りです。何でも子供を満足させるに足る数がある。その点要らざる先生の苦心や苦勞がないのです。子供も壊さない、なくさないという事をよくわかつています。一つのも

のを持つて来てつかうと又チャント元の場合に戻しておく、誰れも何とも言わない、先生もおしまいにはしましますが、口やかましくはい、ません。

それから先生の声が非常に低い。これは人数が多くないという事からだろうと思うのですが、小人数ですからドナラずとも整理がつく。また子供を無理に引つばらない。むりを

しません。日本で自由保育という事が問題になるのが、不思議と思われる位、向うでは問題になりません。保育所の子供は一日長くおります。朝早くから六時半頃までいます。オヒルネも是非必要です、しかし家庭教育もそうなつているでしょうが、世の中全体にヒルネの習慣があるせいか、日本の先生方のようにそのための苦勞がいりません。それから喰物、これは日本の子供たちを本當に不幸だと思つた事ですが、向うの子供は本當にいゝものを、決して贅沢という意味ではなく、牛乳などもフンダンといつていゝ位に、大抵一日三度はのんでいます。日本では朝だけ。ジュースはこれこそ真似が出来ないと思つたんですが、どこの幼稚園、保育所を行つてもこれ位のコップで毎日のんでいます。これで

はい、身体が出来るはずだと思ひました。パシム沢山に、それもマーガリンなんかでない、本當のバターをつけて喰いたいだけ喰わしてあります。その外に野菜が三品、とにかく世の中全般の常識が、子供にいゝものをこのように与えるべきだと、この辺に拵つてゐるのがうらやましいと思ひました。家庭と専門家の間に開きがありません。

「教育」と「福祉」の協同

大島 今のお話を伺つて、小学校教育を視察して来た人の話と一致します。とにかく板についているという感じがです。小学校を見て来た人の話とも一致します。幼稚園と社会と小学校とのむすびつきが突に完全に行つてゐる。うらやましい限りだ。

倉橋 お話をきいていて殊に社会が金をかけて一生懸命にやつてゐるところが打たれる。

そこで我國では社会通念上は幼稚園と保育所とを一応別箇のちがつたものとし、力を入れる方でも一つは熱心に、一つはそれ程でもないという事があるが、向うではどうですか。

吉見 幼稚園に行く子供は年令がハツキリしております。それが朝全部保育所に来る。

そこから幼稚園に行くものは行く。幼稚園と保育所と各々やるべきことをハツキリ意識して分担しているという形です。それが極く自然に行つてゐる。

倉橋 肩を並立て、「教育」とか「福祉」とかいわんのですね。私の見たところもそうでした。保育所はその子の僕家、生活の場所という感じですよ。

吉見 アメリカでは幼稚園と保育所は年令的にはハツキリわかれています。それをとことによつて保育所一本でやつてゐるところもあります。そういうところでは、時間的に一日中あつかつて貰う人は、幼稚園に行かぬという事があります。そういうところは幼稚園のない土地でして、子供は躰遇上幼稚園に行けないという事になる。

大島 ナーゼリー・スクールは日本の何に当るんですか。

吉見 ナーゼリー・スクールはキンダー・ガーデンより年令が低い。満五才以下がナーゼリーです。日本ではデー・ナーゼリーといふのは年令が広い。又ナーゼリー・スクールはそう沢山ありません。大学のチャイルド・デベロプロメント・コースに附設してあります

が、そう沢山はありません。

幼稚園・保育所の區別

倉橋 ところで我国で学校教育法の中に規程されている幼稚園というのは、その趣旨は大いに諒解するが、その場合に幼児のウエルフェア（福祉）という事はどうなるのか、学校というのもウエルフェアの一つと考えられるし、又教育なきウエルフェアというものは考えられないけれども、学校教育法の中にある幼稚園というものは、ウエルフェアという事を当然の仕事と考えているのでしようかね、大島さん。

大島 只今のウエルフェアという意味ですが、とにかく幼稚園というものは、一つの教育系列の中にあるけれども、一日中あつかうわけではなく、時間が決つております。その間に出来るだけの範囲でウエルフェアというものを考える。それ以外に考えるという事は出来ないのではないかと思ひます。

倉橋 出来るだけせねばならないけれども出来ない。ところでそれらの点は幼稚園、保育所の現在では法規的にどうなつてますか、アメリカでは生活の実際上、差別がついてな

いでしよう。幼稚園だから福祉をかえりみない。保育所だから教育しないという事はないでしょう。

吉見 そういう事は問題ありません。従つて幼稚園の保育所化とか保育所の幼稚園化というような言葉もありません。

山村 それは日本ではこういう事があるんぢやないかと思ひます。一つには幼稚園が学校教育法の中に入つたという事で、それを無理につきつめたいという人があるのではないか。ある人が「保育」という言葉は、児童福祉法で決めたのだから「保育要領」の中では「保育」という言葉を使つちやならないのだといつてましたが、――

倉橋 厚生省の方で新しく「保育指針」というものを出されるそうだが、内容はどんな事ですか。

吉見 「保育指針」ではこういう事をせねばならないという事は書いてありません。そういう事を一応常識的にわかる程度の指導書です。そうした線にそつて齋藤（文雄）先生牛島（義友）先生、堀（要）先生、高島（巖）先生などのお力をかりて施設の保母の手引と

山村 一応前の「保育要領」の中に幼稚園の一日、保育所の一日というのがありましたか――

吉見 一日のプログラムはあります。

山村 幼稚園と保育所の區別がハッキリあらわれてますか。

吉見 基本的なものはそう違つておりません。

山村 コース・オヴ・スタデイのようなものですか。

吉見 私の方は子供の扱い方を主としておりません。運営の方の型は前の通りですか、急いで使わなければなりませんので子供の扱い方を主としています。

メソッドとしての幼稚園教育

青柳 吉見先生にお伺ひしたいのですが、日本では幼稚園と保育所との區別がちゃんとあるけれども、アメリカではそれ程でない、日本ではその間が混乱して、又はトカク角をつきあわせているといった状態で、実にうらやましい。そのアメリカにおいて幼稚園と保育所がおの／＼夫々の使命を果たして働いていないという、その保育所の在り方と

いうものを御説明ねがいたいのです。さつき一寸アメリカの保育所の第一義的な使命は家庭の場における施設幼稚園は教育の場におけるそれであるという様なお話だったが、そう考えてよろしいですか。

吉見 そう考えていゝじやないかと思ひます。

青柳 型式的には保育所は家庭教育の場、幼稚園は教育の場ということですね。

倉橋 私がアメリカにいた頃ナーセリーの中でキンダーガルテン・メソッドを用いる時があるという事をきいた事がある。

吉見 これはこの前に行つた時の事で、デー・ナーセリーの練習に出ましたが、その中二時間ばかりモンテッソリー教育の先生がくるという事がありました。そして子供達を二三時間教育して行く。そういう事はやつておりました。二三十年前の話ですが、そうなる問題は一応ハツキリして来ますね。

倉橋 メソッドというならばハツキリしているが我国では施設の観念である。そこでいゝろく今までお伺ひした事につゞいて、今の日本の現状で、現在ある姿のキンダーガルテン・保育所の姿、これについてどうもあつた

いこうもしたいということについて個人々々には色々な考え方はありましようが、一つ大島さんにお話し願ひたい。理論的ではなく、實際的に国としては幼稚園というものをどういう風にあらしめたいとお考えになつておられるのか。こうもあらまほしけれといつたところを一つ

学校教育の初期の問題

大島 これはどうも大変大きな問題でして福祉という事も勿論大いに大切であるが、幼稚園では教育を充分与えたい。学校教育前にいゝ環境を与えたいと考えております。しかるに幼稚園の数は現在すくない。分布状態も偏しておる。もつとおくの幼児をあてえるようにしたい。それには今の幼稚園の施設をモット向上させねばならぬ。希望している子供を、出来るだけ派山入りたい。そういう風に持つて行きたい。かといつて一つくが不完全な施設でも困るけれども、多数の子供に教育をうける機会を均等に与えたい。その方法は中々むづかしく特に財政的に困難なのではないかと考えております。

倉橋 同じくそういう意味において吉見さんからどうぞ。

青柳 その前に一つ質問が御座います、文部省としては幼稚園に入る子供の年令は何才とお考えになつておりますか。

大島 満三才、四才五才と考えております。これはなおヨク専門家の御意見をきゝませんとわかりませんが、どの学校の場合を考えても一年だけの教育は不十分だと思われます。そういうことは恐らく幼児教育の場合も考えられることではないかと思ふ。文部省では先達は五才児の優先入学という事を申しましたがこれは決して一年保育でいゝというのではありません。それに三才児四才児五才児とそれゝ教育の方法もちがいますし。

青柳 学校体系の中に入つた幼稚園で満三才から入れるのがいゝかどうか、満三才からの学校というのはどういふものでしょうか。無理はないでしょうか。

鈴木 この間日本女子大の児玉先生に向うのナーセリーについてのお話をお伺ひしたんですが、向うでいうスクールというのと、こちらで考えている学校というのとは大分観念がちがつているように思ひますが――

保育所の幼稚園化ということ

倉橋 只今大島課長にお伺いしたような意味で吉見課長にもおたづねしたい。アメリカを見られていろいろ御感想もあろうし、日本の保育所に対するモウ少しこうせねばならぬという事もあろうと思う。それを一つ。

吉見 理想や希望はいろいろ御座いますが本当は福祉法の精神から申せば家庭保育が最上のものです。それが出来ないから保育所に來るといふ事になるのですが、一番こまるのは一つの村一つの町に幼稚園と保育所の両方がないということです。東京なら両方ありますが、地方で保育所が一つしかない場合なんか、その一つの保育所に何でもかんでも持つて行く。そうすると保育所の方でも何でも引受けなければならぬということになります。これが所謂「保育所の幼稚園化」の原因だと思ふのです。村なら村町なら町の保育所に村長さんの子供や、町長さんの子供、その他有力者の子供が半分位來るといふことになると、本當に保育所に來なければならぬ子供は來ないという事になる。そうなるとうしてもその保育所は幼稚園化して行くという

事になります。あれは幼稚園ではないかといわれるようになる。これが両方ありますとこいう問題の起る余地は非常に少くなると思っています。

倉橋 これは幼稚園、保育所双方がもつと普及する事が大切でしょうね。そこで只今課長さんから御伺いしたが、これをもう少し現場に近い秋田、山村の両先生はどうお考えになつておられますか。

山村 必要に応じて出來て欲しいと思ひます。保育所が必要なところには保育所を、幼稚園が必要なところには幼稚園を、とにかくひろい意味における幼児の必要に応じて施設が沢山出來て欲しいと思ひます。

倉橋 秋田さんは。
山村 それが出来ない理由には集る子供が少ないという事がありますか。

吉見 財政の問題で村なら村で二つは出來ないという事でしょう。

山村 文部省から補助がない。折角教育法の中に入れて貰つたのに国から一文の補助も出ていない——

倉橋 秋田さん、どうです。
秋田 何か今日のお話、よくわかりません

がみんな痛いところを避けているように思いますが……。(笑声)

幼稚園という名稱

山村 この間松本市に行つたんですがこれはどういう事なんだろうと考へた事がありました。長野というところは公立幼稚園が一つしかありません。殆んど大部分保育所なんです。保育所だのに幼稚園、幼稚園といつています。幼稚園といわしています。何故そういうかという、幼稚園といわないと子供が來ないというんです。

吉見 保育所は貧乏人の來るところと昔からいならわされているからでしょう。それを直すには一々訂正して歩かないといけません。しよう。

倉橋 それは村を行脚して、そういうものではないと、一々訂正して歩かんといかん(笑声)

秋田 私は子供である以上は平等にとりあつかつて戴きたいと考へております。保育所幼稚園、社会、家庭の連絡はどこまでも子供を中心にするようにして行きたいと思ひます。施設のために子供があるのではなくして

子供のために施設があるのだという風に考えて行きたい。別段肩をいからして幼稚園だの保育所だのという事はないと思います。何でも子供を中心に考えて行つたら万事ウマク解決して行くのではないかと思うのですが。どんな法律もどんな施設も子供の必要に応じたもので子供をひとしく平等にとりあつかうという建前だと思つてはどうか——

倉橋 それに関連しての話ですが、保育所に行つてゐる子供は肩身がせまいというような事がありますか。

秋田 このごろはなくなりました。

吉見 なくなりましたか。

鈴木 東京ではそういう事は全然ないといつてよいと思います。地方の事は存じませぬけれど、

秋田 託児所といわれていた時はイヤでした。今は保育所といつても卑屈な感じがしません。しかし幼稚園という言葉はうつくしい言葉だと思います。子供があつまる場所にふさわしい言葉だと思います。

吉見 あの位の人数の子供があつまると自然に幼稚園といわれますね。

秋田 子供自身には保育所も幼稚園も区別

はないのです。そういう事は違法であるとかないとかいう事は別ですけれど、使命を自覚しておれば名称などはどうでもいゝという気がします。

現実における幼稚園・保育所

倉橋 鈴木さん、今のお話のような事をもつと狭く(地域的に)本所(鈴木氏は台東区江東橋保育園長)の方から見られるとどういふ事になりますか。

鈴木 私、さつき吉見先生から保育所にいる子供が近くに幼稚園があるとそこに行くといふお話を伺いましたが、そういうものが近くにない時には、保育所の中でそれをやらなければならぬと思います。日本では色々な事情で保育所の中で、幼稚園教育をやらなければならぬ場合があるのではないのでしょうか。保育所の中にはたしかに幼稚園の時間といふものがあります。それが表面化して、「保育所の幼稚園化」というような事をいわれているんですが、私はそういう意味での「保育所の幼稚園化」という事は、日本のような国情ではまぬがれないと思うのです。

吉見 「幼稚園化」というのは主として保

育時間の短縮という事ではないでしょうか。内容的なことまで行つてますか。

鈴木 内容的にもいわれています。大体託児所は歴史的には大工業都市に生れたものですが、中小工業都市では幼稚園でも間にあいません。ところがその後中小工業都市にも保育所がずいぶん殖えました。あまりお役所の方からやかましく言われると、私自身本当にどう考えたらいいかわからなくなる——

倉橋 私は今は實際の持ち場をはなれていまずから何も知らないけれども、幼稚園の方でもそういう事「幼稚園の保育所化」といふ事があるようです。どつちにしたところで別に両方から叱られる事もあるまいと思つておすか——

鈴木 日本の現実的な生活程度というものは、保育所に子供をやるという程度の生活程度が大部分じゃないでしょうか。

倉橋 私が自分の孫をどこかへ入れようといふ時ですね。どこへ入れようか、幼稚園へ入れようか。保育園に入れようかと考えたとする。その場合私は国税を出してその国税のお世話になるはずまん事だと思つて。それで自分の孫は幼稚園に入れて、保育所に来なけ

ればならない人に席をゆづる。日本人の親としてこういう意識をもつという事はどんなものでしょう。

鈴木 先生のような考え方は本当と思いません。本当にそうみんなが考えてくれるといふんですが、実際はソウいう風には考えないんじゃないでしょうか。

倉橋 幼稚園、保育所を建てる方ではいろいろな理由、いろいろな解釈から建てる。入る方で幼稚園がないから保育所にお願ひするというのはまだいゝ。しかしそういうところに入園資格がないのに入りたいというのは、何でもかんでも人まかせという悪い習慣だと思ふ。ところで最後に結びとして青柳さん一つ。

青柳 私はさつき秋田さんがいわれたように、幼稚園も保育所もそれ〴〵子供の必要に応じて双方共沢山出来ればよいという事はのぞましい。又二つのものがお互に妙な対立感情を以て、やつてるのがいかん。これもよくわかります。それから吉見さんがいわれたように幼稚園と保育所とはちがうものだが、貧乏園だからというのわかる。だが今日、幼稚園と保育所が本当にお互にうまく行つてい

ないという事があるとするならば、それは立案した人の責任だと思ふのです。学校教育法児童福祉法を立案した人の責任という事が問われなければならぬのじやないかと思ふ。

大島課長も吉見課長も、共に立案の責任者というのではないから、お二人にどうこういつてもはじまらないが、大体こういう法律をつくる時に、夫々の使命に対する認識に混乱があつたのではないか。二つの法律が混乱してゐる。混乱があるからその二つの法律に従つて仕事をしている人達が、自分の仕事についてアイマイな観念しか持つていない。私は学校教育法が出来た時文部省へ行つて、保育所の方と相談したのかという事をききました。してないという。児童福祉法の時も文部省に行つて相談したという事はきかない。最初から関係当局たる文部厚生両省の間で何の協議も話しあいもされてない。ハツキリしないまゝで法律が出て、施設がつくられた。これでは混乱してしまふに決まつています。今日、こういう座談会が開かれなければならぬという理由もそういうところにあるのだと思ふのです。

吉見 例えばどのようなことですか。

青柳 保育所は家庭教育に代る場所、教育は幼稚園にさせるというようにハツキリ決めておくべきであつた。それを何ら法律をつくる時に、お互に相談してない。私は実際に文部省と厚生省でこの事をきいて来たのだから間違ひはない。

倉橋 まだいろいろと大切な問題が沢山のこつておりますが、本夕は少々時間を遅れて開会しましたため、大分時間も経つたようので御座いますから、これ位で閉会にしたいと思ふ。どうもありがとうございます。

(記録責任者 西山浪太郎)

附記——本稿は締切期日切迫のため、記録後、御出席諸先生方の御校閲を経ることなく掲載いたしました。従つて内容については勿論、その誤記、脱漏等の責任は一切記録者にあります。

芽

「目は口ほどに物を云ひ」とか「目は心の窓」などという諺があるが、植物の芽もよく観察してみると、その植物の性質をよくあらはしているものである。今はちようど芽のほころぶ季節で、芽の観察には一番よい時であるから、編集部の求に応じて、芽のことについて少しばかりのべてみたいと思う。

植物の芽といつても、見方によつていろいろのものを意味するものである。普通には木や草の芽、種子の芽を云うのであるが、花が雌蕊の頭について管を出し初めるのも芽であるし、かびの類の胞子が菌糸をだし初めるのも芽である。また、ビールや酒のもと（酵母菌）がふえるのにも芽を出して行くのである。しかし、茲では木や草の芽についてお話するつもりである。

芽が何処にあるか（空間的に）によつて植物をわけることが出来る。マツやケヤキのような木では芽は地上十米も二十米も

佐竹義輔

高い所につく。ヤマブキやアオキなどでは、芽は地上わずかに一—三米位の所にあるにすぎない。またシユンランやリュウヒゲなどの多年草では、芽は地面すれすれの所にある。同じ多年草でもユリやヒガンバナなどでは地中に芽がかくされている。また草の仲間では、自身は数種位の高さしかなくても木の枝などについて生活している。セツコクやカヤラン等は、芽は木と同じ高さにあるわけである。まだくはしく云うといろくの場合があるが大ざつぱりに云つて芽の位置は右のような場合が普通である。植物の生態学ではこれを植物の生活型と呼び、マツやケヤキを喬木、ヤマブキやアオキを灌木、シユンランやリュウノヒゲを地表植物、ユリやヒガンバナを地下植物、セツコクやカヤランを着生植物と云つている。

草の中でも、種子を結んで一年ですつかり枯れてしまうものを特に一年草といつて区別している。ムギやナタネは苗のまゝ、年を越すので二年草と云はれるが根本的には一年草と變りはな



い。

2

芽の位置。—芽の出きる位置はちやんときまつている。これを**定芽**という。しかし、時には、きまつていない所に出ることもある。これは、その植物が傷けられた時とか、外の気候条件が変つた時とか、非常時の状態におかれた時に起るもので、こういう芽を**不定芽**というが、こゝでは定芽だけをとりあげることにする。

芽の出きる位置は、葉のつけ根のすぐ上(こゝを**葉腋**という)か、枝の頂上で、前者を**腋芽**、後者を**頂芽**という。腋芽は普通一個であるが時にはその一個の他に両側に一個ずつ都合三個出ることもあり、一個の上に更に一個或は二個たてに並んで出ることもある(図1)。

また芽は葉のつけ根の上に出るから葉がおちなくてもよく見えるのが普通であるが、ある植物では、葉のもとが芽の上にかぶさつて芽の一部分が見えるだけである(図2B)葉がおちたあとは芽を半ば以上かこんでいる。ある植物では、葉のもとが芽を全部蔽つているので、外からは芽は全く見えない。葉がおちてはじめて芽が見え、そのあとは芽を上までかこんでいるのである(図2・C)。

土の中や地面近くに芽のある草の種類でも、芽は葉腋あるいは茎の頂上にある。そして、葉や、葉の変つた鱗片で保護されていることは木と同じである。シユンランやジャノヒゲなどでは、芽は地表に近い所の葉腋に出来るし、ユリや、チヌーリツ

プの種類では、芽は茎の頂に出き、葉から変つた厚い鱗片で包まれているのである。

3

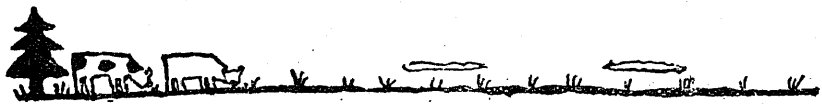
芽はきびしい冬を越すために、いろいろのもので保護されている。普通は芽鱗という小さい苞状のものに包まれているが、芽鱗がないものでは、厚い毛や脂でおうわれておりシダの類では褐色の鱗片につゝまれている。芽鱗の数も、形もいろいろで一枚、二枚のものから二十枚のものもあり、形も細いもの、広いもの、先きのがつたもの円いものなどあつて、これらがちやんときまつた重なり方で芽をつゝんでいる。葉の対生するものは芽鱗も対生であり、葉の互生のものには芽鱗も互生である。従つて芽鱗のならび方を見れば大抵葉のならび方がわかる。

芽の出きるのは相当早く、目に見えるようにはつきりした形になるのは早いものは前年の夏、おそいものでも秋である。芽そのものの大きさや形は、植物によつてそれぞれの性質をあらはしているもので、熟練した人は、芽の大きさと形、芽鱗のならび方で何の種類であるか見分けることが出来る。

4

春になり、芽がほころび出す。この時、葉が芽の中でのようになつて見えるかしらべて見るのも一興である。

葉の真中にある脈を**主脈**と云うが、大抵の葉はこの主脈を中心になつてたたまつて(図3)。ある葉は主脈を堺に二つに折れているし、ある葉は、両端から主脈の方にくるく巻いている。この二つの場合、葉の表面が



内側になることもあるし、裏面が内側になることもある。またある葉は両端から主脈の方に向つておし縮めたようになつており、ある葉では一方の端からくるく巻いているものもある。またシゲ類の葉のように、葉の先きの方からもとの方へまいているものもある。またきまつたたまり方をしないで、たゞいゝかげんに皺になつて芽の中におさまつていゝものもある。芽がほころびると、これらの葉が外に出てだんく大きくなり、それぞれ特有の形になつて行く。このように葉だけを持つ芽を**葉芽**というが、芽は葉ばかりあるとは限らないので、花を持つ芽(**花芽**と云ふ)もあれば、葉と花と両方を持つ芽(**混芽**)もある。

5

葉がすつかりのびたら、葉がどういふ工合に莖についているか観察してみよう。

葉が莖につく所を節と云うがこの節に葉が一枚あるのを葉が互生するといひ、二枚以上あるのを葉が輪生するといふ。輪生の一番かんたんなものを**対生**といつて図4に図示するように一節に葉が向き合つてつき、次の節にはこれと丁度九十度の角度をなして葉が向き合つてつき、この節を**円**で表はし、上に行くにしたがい円を小さくして同心円をかいて平面図に葉の位置を表はすと図4のようになる。

互生葉の一番かんたんなものは、**ムギ**や**イネ**のような植物に見られるが、これを図示すると図5になる。第二葉は第一葉と百八十度即ち反対側にありしかも次の節上にある。

第三葉は次の節の第一葉の真上にくるようになるもので、これを平面図にすると図5になる。このような葉のならび方を、**葉序**で開度百八十度であるといふ。

双子葉植物に普通な葉序は $\frac{1}{2}$ で開度百四十四度であるが、これを図示すると図6になる。葉はすべて三百六十度の五分ノ一の所についているが、一つの葉と次の葉との開きは三百六十度の五分の二、百四十四度である。

たくさんの植物の葉序を研究すると、それぞれきまつた葉序を示し、その間にある方則が見られるのであるが、こゝでは略す。

6

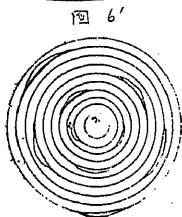
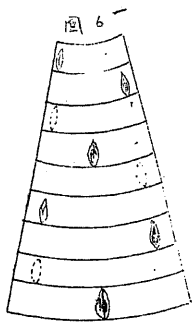
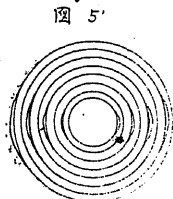
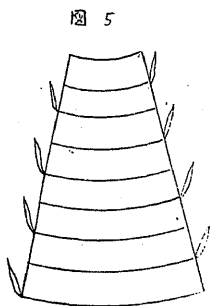
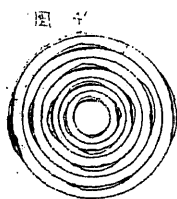
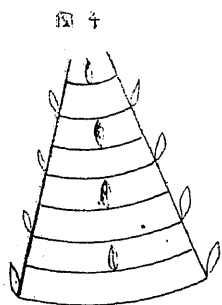
葉が対生するか、互生するかは、植物の科によつてはつきりきまつていゝものと、同じ科の中で対生と互生がまじつていゝものとある。常に対生葉を持つていゝ科は、**オミナエシ科**、**アカネ科**、**スイカズラ科**、**カエデ科**、**ナデシコ科**などで、他の科の大部分は互生であり、ある科は互生であり、ある科は互生と対生がまじつていゝ。

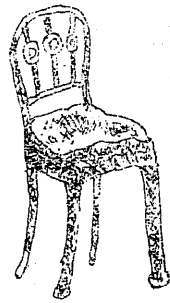
芽の観察によつて今まであまり氣にとめなかつたことがわかり興味を覚えること、思うが、種子の発芽試験をやつて見るのも楽しいものである。いろいろの**マメ科**の種子をつかつて、まく前に水につけたものとつけたいもの、水につけても半日つけたものと一日つけたもの、また上にもむしろをかぶせたものとかぶせないもの、日当りのよい所と悪い所、種子を浅くまいたものと深くまいたものと云う風に比較してみても、どの方法が



一番発芽し易いかをしらべる。大体から云えば、水につけ、浅くまきむしろをかぶせ暖い所におくのがよいと云はれている。発芽したら、種子の中にある子葉が、地下にかくれているか、地上にあらはれるか、そしてまた、最初出てきた葉の形がそのあせから出てくる普通の葉の形と同じか違うかと云うことをしらべても大変面白い。

児童を相手に今述べたようなことをやつて見たら、案外よい遊びと教育を兼ねたものになるのではあるまいか。





子供讃歌 (一九)

倉 橋 惣 三

一八 弘 誓 の 子

1 愛の自責と自省

子供讃歌も大分長くなつた。限りなく続く鉦脈とも思われるけれども、浅くしか掘り下げない小さい手には、またしても、寶石を逸して折角くの良鋸に申訳ない。浅いばかりでなく、掘り幅が狭いので、歌の節が甚だ単調になる。殊に、掘り易い個所しか掘つていないので、その掛け声にも、喜びにもしつかりした力が籠らない。子供讃歌といふながらも、一人の浮浪児に処を得させたこともなく、一人の非行児童を直し起したこともない。誰れだつて愛するだらうような子供を愛し、いわば誰れにでも教え得るような子供達を教えたに過ぎぬ。彼の讃歌に、楽しみ歌の小さいハーモニイはあつても、深刻な悲曲にも哀調にもならぬ所以である。

しかし、もとゞ、彼の子供讃歌は、子供に愛せられ教えられながら、彼自らが育てられた感謝の歌である。真に子供を愛し真に子供を教えた人々に、真に及び難きを嘆ずる告白の歌である。たゞ、子供を愛していることを知つて、子供に愛せられていることを知らず、子供を教ゆることのみを思つて、子供に教えられていることに心づかない、不謙虚に対して、敢て讃歌と名づけて、子供への謝恩とするのである。子供からの恵みに浴すのである。そうして、そうした幸福を以て暮しつゞけさせて貰つた生涯を、四方八方に向つて感謝するのである。

地球を覆うている草が緑だから、人生にい、こいがあると言つた人がある。と同じく、世界に子供がいるから、人生

に、ごみがあるといえるかもしれない。彼は世の職業の中で、無心の美しい草花を相手とする園丁ほど、仕合せな職業はないと、いつも思うのであるが、たとえば、それにも似て、かわいゝ子供を相手とすることを職業とする彼も、世に仕合せな園丁である。彼は、そうした心境を、時たま十七字詩形に托して、同業の知己に披露したりするとき、好んで「園丁」の仮号を用い、ものずきな友人の一人は、そんなときの常用のために「園丁」という小さい落款(?)を篆刻してくれた位である。草花の方にいわせれば、随分迷惑千万な園丁もあるうし、この自称園丁も多分その一人だろう。けれども、彼の方では、ひたすら其の業を楽しませて貰つてゐるのである。少くも、自園の草花達は、それを容し或はあきらめてくれている。そうして、屢々ありがた迷惑を感じながらも育つてゐる。つまり、この園丁の行き届かない手出しを甘受してゐてくれる。そこで、彼も平気で、甘受される喜びを甘受させて貰つてゐる。子等に対して然りき、孫らに対して今なお然り。甘業は尙不断につゞいてゐる訳である。更にまた、その甘業を自園の籬の外にまで延して、いゝ氣になつて、社会の子らにまで、その甘業の幸福と樂みを、ほしきまゝにさせて貰つた仕儀である。

しかし、極く正直のところをいえば、自園でも他園でも、彼がその幸福を感じずれば感ずるほど、自力の足らざるに苦しみ、自識の浅いのを恥じ、子供に濟まないと思ひ、申訳ないと思ふことが、またしても重なるのである。そのとき、彼は、自力に代る大きい慈悲の助けを求め、自識の及ばない深い聖訓を學ばずにはゐられないのである。

人間は、愛するものゝためにこそ、自己の力の足りないことが痛感せられ、愛する我心そのものさえ、純正でないことが自ら省みられる。

2 子安観音

町でも村でも、辻や道ばたの小さい御堂の前で、一心に子安観音に合掌してゐる母達の姿にあうことがある。その母達が去つた後に彼も亦そこを去り難く徘徊して、彼女等の祈願のきかれんことを念ずる。そういふ人ごとばかりではない。彼自身が家に出産のあるとき毎に、狩野芳厓の名作「慈母観音」の複製篇額を、産室に懸けることを常例としてゐる。彼は必ずしも観音の行者ではない。又、妙法蓮華経観音普門品第二十五を精しく究めてゐるものでもない。たゞ、衆生濟度のためには、身を三十三にも現じて、相手々々相応の姿となつて、親しく近づいて救ひの手を下

されるといふ大慈悲の心には、尊崇を禁じ得ないのである。子安観音、子育観音、慈母観音像も、子供を救わんための貴い慈悲化身の一つである。古ぼけた御堂の前に捧げられてある野花の一束にも、扉格子にくよりつけてある色あせた紅木綿のよだれかけにも、又、泥絵具で描いた貧しい絵馬類にも、彼は注視瞻仰することなしに行き過ぎ難いのである。

全身を捧げて子を生み、全心を尽して子を育て、己を以て子の幸福に代えんとさえ希うこと、母の如きはない、その母等に対して、

若育女人。設欲求男。礼拜供養觀世音菩薩。便生福德智慧之男。設欲求女。便生端正有相之女。

と告げられる観世音菩薩の加護こそは、母ごころの切実な祈願である。彼は、専ら自己福利を念ずる多くの民間信仰にも、人間の弱さを同情するけれども、子供のためには、自己以上の力にも縋らんとする観音信仰には、人間の強さを尊敬せずにはいられない。

か弱い子らには成長の自然の自力がある。しかし、世は荒い。或は大火抗に推し落されもし、成は巨海に漂い流れもし、或は須弥の峰に在つて人の為に推し墮されもし、(観音經の句)災難を免るゝの自力弱く、又、之れを救い得るわれらの力も極めて弱い。真観清浄観、広大智慧観、悲観及慈観、広大な宇宙の力にたゞ祈らずにいられないのである。このとき、子供への愛の切なさに堪えずして、帰命頂礼、弘誓の大慈大悲に縋らんとする心こそ、子供讃歌の極致ではあるまいか。

3

『おさな子を容るせ、我に来ることをとむる勿れ、天国におるも
のは斯くの如き者なり』

ガリラヤの湖辺に、ヨルダンの河岸に、愛を以て静かに民衆の間を歩むキリストの姿は、一幅の聖画として、彼の心にあり／＼とする。

『多くの人々彼れに従いしかば、こゝには彼等を医したまえり。……其とき、人々イエスの手を按けて祈らんことをねがい、おさなごを彼につれ来りければ、弟子これをとどめたり。イエス曰いけるは、おさなごを容るせ我に来ることをとむる勿れ、天国におるものは斯くの如き者なり。即ち彼等に手を按けてこゝを去りぬ』(馬太伝第十

九章)

聖書の文は簡潔にして、そのうちに籠る情景と味解とを、読むものゝ会得に委ねる。画家ウィデーは、この場の情景を描いて、『子供をわれに來らしめよ』と題しているが、この含蓄深いキリストの言葉は、恐らくや、パスダロツチの言葉『子供に學べよ』となり、フレーベルの言葉『いざ、子供と共におらん』ともなり、子供を愛するもの、すべての心の源となつていたのであらう。

キリストは、子供をたゞ慈しんだゞけではない。

『弟子イエスに來りいゝけるは、天国において大いなるものは誰ぞや。イエスおさなごをよび彼等の中に立てゝ曰いけるは、我まことになんぢに告げん。もし改りておさなごの如くならずば、天国に入ることを得じ。然ば凡そこのおさなごの如く自ら謙る者は、これ天国において大いなるものなり』(同第十八年)

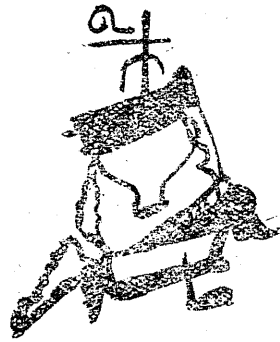
なんぢら、この小さきものゝ一人をも慎みてあなどる勿れ。(同)

子供に對する敬重の語にして、斯くの如く高いものが他にあるうか。又曰く

『この小さきものゝ一人をつまかず者は磨石をその頭に懸けられて、海の深きに沈められん方なお益あるべし』(同)

子供に對する冷淡を責める言葉にして、斯くの如く強いものが他にあるうか。彼は之等の言葉に接する毎に、子供を愛することの足りないのを自ら戒める前に、子供を真に貴ぶ心の低さと弱さを、自らに恥づるのである。

どうせ浅はかな此の子供讃歌を終るに當り、せめても、これらの古くして今に新しい訓えを引いて結びとする。



小兒麻痺について (二)

多田富士雄

二 癱直性麻痺 (腦性小兒麻痺)

脊髄性小兒麻痺にもまして、児童にとつて慘酷な病氣はこの腦性小兒麻痺である。此病氣では手足の麻痺だけでなく、知能が大多数の場合問題となるので、親としては更に余計に頭を悩ます事となる。

癱直性麻痺には二つの型がある。

- (1) 兩側癱直性麻痺
- (2) 偏側癱直性麻痺

2

兩側癱直性麻痺 (リットル氏病)

一八五三年リットル (Little) が本病に就て書いたので、その名を冠してリットル氏病とも云つている。先天的又はお産の時の障害によつておこるもののみを云うので、後天的のものは呼ばない。

原因

先天的のものとしては腦の畸形即ち腦の發育障害である。然し過半数の原因は出産時の腦障害特に頭蓋内の出血である。早産、難産、長時間を要した分娩が原因と考えられるものが少くないが、平産児で見られるものに多数ある。窒息分娩も多数に見られる原因の一つと考えられている。早産児の脳血管は分娩の時特に破れ易いと云われている点から考えても早産は有力な麻痺の原因となる。

又鉗子分娩による圧迫、産道通過時の圧迫は何れも頭蓋内

出血を起す可能性が多いから之も有力な原因となり得る。然し頭蓋内に出血があつた全部のものが脳性小児麻痺になると決つたわけではない。

出産順位からは第一子に多いようであるが私の知つてゐるものでは末子にもある。——又同胞二人揃つて罹病してゐるものもある。同胞二人で罹つてゐるものでは初めに生れたものが病状が強いようである。血族結婚、精神病家系、大酒家、或は梅毒の如きものが発生の素因として挙げられている。

早産、難産、又仮死（窒息）状態で生れた児に対しては一応此痙直性麻痺（リットル氏病）を心配せねばならない。

病状

左右上下肢に痙直性の麻痺が現れるが、上肢よりも下肢に病状が強いのが普通である。時に上肢は何となく下肢だけに現われる事がある。之をむつかしい言葉だが「截癱型」と云つてゐる。

生れてから大きくなるまでの経過を観察してみよう。非常に重い場合は乳児期から明らかな痙直性の病状を示し、全身は棒のようになり又は後反張（そつくり反える）を呈する。此ような児は先々起立歩行等は困難であろう。

軽症の場合には、一定の月数を経ても首や、脊骨が据らな

ても、寝返えりも出来ず勿論這う事、坐る事も出来ない。歩行開始は非常に遅れ、五、六才になつて漸く立てるようになる。起立した時には足は特異の形をする。足を内輪にし、腰と膝を屈め、爪先で立ち、膝と膝をすりつけるようにし、或は又両足を交叉させる。此現象は起立してゐる時だけでなく寝てゐる時にも見られる。

椅子に腰かけさせようと思つても、その時には反つて腰が曲らず前に這る傾向を示す。之で歩けるようになるかと心配する程であるが、此痙直の状態は年と共に軽くなつてゆき、結構歩くようにもなり、日常の動作に不便乍ら何とかなるか、ないようになる。

歩き方はゆるやかで、関節をあまり動かさず爪先で歩き、急ぐと踊るような跳ねるような形となる。

上肢の麻痺は前にも述べた通り下肢に比べると軽く、指等の随意的運動が稍障害されてゐるものが多い。

痙直性というのは筋がつつぱる事を云うのであるが、痙直性麻痺の場合この「つつぱり」の裏には麻痺がかくされてゐるので、常に痙直、麻痺の二つの分子が強さを変えて現れて來てゐる。

よく親が「つつぱり」はあまりないと云うが、私達が診察しようとする「つつぱり」が強くなり、親の言と一致しない事がある。

一般に静止時には痙直性はゆるやかとなり又は消えて麻痺が強く現れるが刺激を与えると麻痺がかくれて痙直性が強く

なる。

痙直状態が長く続くと、脊髓性小児麻痺に見られた関節の拘縮も生じて来る。

此病氣のものには頭の変形が見られる。脳水腫様頭蓋、小頭等であるが、その他に「やぶにらみ」言語障害は相当に多い。時に癲癇もあるが稀である。

智能的欠陥は種々の程度にあり、殆どのものに見られるが、普通児に見られる白痴、痴愚、魯鈍とは一寸違ふのではないかと私は考えている。よく此病氣の児童を持つ親に、「智能はどうか」と尋ねると、「良い」と答えるものが比較的多い。親の云う事は何でもよく理解するから頭は悪くないという考え方である。

表現力こそないが、記憶力が強いとか、音感に鋭いとか、というように、何か秀でたものを持つている場合があり、唯単に智能劣等と云えない事があると思う。

4

偏側痙直性麻痺

前記の両側痙直性麻痺と異なる点は主として生後に罹る事である。

日本脳炎とか或は他の伝染性の疾患によつて、突然、高熱、寒気、ふるえ、意識濁濁、嘔吐、痙攣等の脳炎の症状を以て始まる。急性時期には脊髓性小児麻痺のように弛緩性麻痺が

現われるが、やがて定型的な痙直性麻痺にかわる。

失語症、脳神経麻痺を初め呈するものもあるが、之は次第に消失して行くのを普通としているが、時には之が残つて、おしやべりがうまく出来なかつたり、眼や口の不対称を来すものもある。

リットル氏病では麻痺が下肢の方に強く現われたが、此偏側性のもものでは上肢の侵され方が強いのが特長である。下肢に現われる症状は、リットル氏病の場合と略同様である。悪い方の肩を挙げ、上肢は肘の関節で直角に曲げ、上腕部を体にびたりとつけ、手の関節は屈曲している。指は多くの場合、おや指を掌中に入れて他の指を握つている。そして自分の意志通りには動きにくいのである。

下肢のおかされ方が少く、一側である關係上、リットル氏病の重症者のように、起立歩行が出来ないというものはない。

半数以上のものに癲癇を伴うのも特異な症状である。智的には欠陥のあるものが多く、種々の程度のもが見られる。リットル氏病の罹患児に見られた特殊才能は此場合には、見受けられないようである。興奮し易く、憤怒し易い性格をもつているものもある。

斯く述べて来ると、脳性小児麻痺は、脊髓性小児麻痺より更に厄介な病氣である事を、認識されるであらう。

5

治療

リットル氏病も偏側の痙性麻痺も治療法は同様である。此治療法には現在効果的のものは少く、今まであまり私達医師が手をつけていなかったので進歩したものが無いようである。

近頃早期に後述のバンピング療法等を開始すれば奏効するのではないかと云っている人もあるが、まだその結果については知らされていない。

一、対症的治療法

(イ) 鎮痙剤の服用又は注射

(ロ) 電気、マツサーヂ、矯正術

鎮痙剤には種々のものがあるが何れも根本的治療として用うるものでなく、使用を中止すれば又元に戻るのが常である。

電気は平流を用いる。此際脊髄性小児麻痺と異なるのは、痙攣の鎮静が目的であるから陽極を罹患部にあて、電流を通すのである。何でもかまわず電氣を用いている人があれば之は間違ひである。然し此病氣には筋麻痺もあるのであるから、その部には脊髄性小児麻痺と同様の電氣療法が用いられる。

マツサーヂばかりを熱心に行っている人もあるが、之はあくまで補助的のもので、之だけで治ると思われたら大きな誤りである。関節拘縮で膝が屈つているとか、尖足になつているとか、という場合に、徒手又は機械的に矯正を行うが余程注意

して、徐々になさねばならない。乱暴にやると反つて反射的に拘縮が強くなる事がある。

電気、マツサーヂ、矯正等の療法は当然行われるべきものではあるが、利用を誤つたり方法を間違えたと何の効もなく反て悪化させるような事もあるので、是非専門医の指導下に於て行つて貰い度いと思ふ。

6

二、バンピング療法、氣腦術、發熱療法

之等は最近旺んに試みられている療法である。脳脊髄液を流動させたり、脳脊髄腔に氣体を入れる事により脳に刺戟を与えるのであるが、その効果に就ては良好と云うものもあるし、大した事はないと云う者もある。然し試みてはみるべきものと考へる。發熱療法は主に小児科医方面で行われているが、私の知つている範圍では効果を認めたものはない。

三、手術的療法

此疾患群は病氣の元が脳にあるのであるから、脳の侵されてゐる部分に到達して、それに何等かの術を加え、それによつて手足の麻痺が治つたとしたら、こんな理想的な事はあるまい。そこで腦の手術を試みてはいるがまだ確実なよい結果は得られていない。

私が手術した偏側痙性麻痺の児童では腦の半分が殆ど癩痕

となつてゐた。之では全く手の出しようがない。脳手術による治療的效果は之からの研究に俟たねばならない。

保存的治療を行い手足の運動機能の改善をはかつて、うまく参らぬ時には私達は末梢部位に於て手術を行う。

その方法としては普通次のものが行われる。

(1) 蹠手術

(2) 神経切除術

蹠手術は蹠のつっぱつてゐる為運動が充分に行われぬ時にするのであるが、局所の症状をよく見究めてから手術を行わねばならぬ。手術をした当時は良いとしても、年のたつに従つて、反て悪結果を招来する事があるからである。

神経手術は癒直した筋に分布してゐる、運動を司る神経を全部或は部分的に切除して、筋の緊張を下げる方法（ストツプ、フェル手術）と、脊髓後根を切断して、反射的におこる筋痙直を除く方法（フェルステル手術）とが用いられる。

児童に対しては後者は脊骨の手術で負担が重すぎるので、前者を行つてゐる。之による効果は相当に期待が出来る。

四、運動練習

之は麻痺した手足を自他動的に運動さす事であるが、普通一般に之を監視する傾向がある。親のもとにゐると遂可哀そうだという観念が先立つて種々の面倒を見てやる。その結果は児童は手足を動かす必要がなくなり、運動練習が出来なくなる。その点病院だとか、収容施設に入つてゐると自分でや

らなければならぬ事も多々あるし、他の児童に対する競争心、名譽心なども加つて種々の運動練習が好果的に行い得る。

又逆に家庭で面倒くさいので放置しつぱなしの事もあろうが、唯放置されるのでは困るのである。児童の将来の事を考えるなら、暇にまかせて、積極的に運動練習をやつて貰ひ度いと思ふ。此練習が最初のそして最後の治療手段と云えるのであるから。手術をすればすぐにでも歩けるようになると思われる方があるかも知れぬが、とんでもない話で、此運動練習を行わなければ手術の効果は現れて来ない。

運動練習は先づ寝かせて、足の各方向の運動を他動的に行い、数週後に起立練習を歩行器、松葉杖に倚らせてやる。此場合腰を伸ばし、正常の起立形に近くなるように監督する。兎角頭を下げたがるが、前を見させるようにせねばならぬ、歩行練習には直線曲線を床に書き、又は踏むべき場所に足形を描いておいて、それを踏ませると効果は大きい。

他動的の運動は無暴に為すと、神経衰弱、食思不振、発熱等の症状を呈して来る事があるから注意せねばならぬ。

私はリットル氏病で約三年に亘り治療した児童があるが、最初は辛うじて松葉杖で立てる程度であつた。運動練習、手術其後更に積極的な運動練習を行つた。智能的に低いので容易でなかつたが、尻をひつぱたき、ひつぱたき練習を指導監督する事により現在は杖一本で歩くようになり、職業も身につけて就職していった。

運動練習を最上の治療法と心得て、気長にやると相当の効果が期待されるものである。

此練習を温浴中で行うと、痙直が緩和され、運動も容易となる。熱気浴の併用も亦効果が大きい。

上肢特に手指の運動も児童の興味を持つ玩具、粘土細工、積木等で練習するのがよいと思われる。

8

弛緩性麻痺にせよ、痙性麻痺にせよ根本的に病気を治す事は出来ない。私達が問題とする処は、より使い易い手、足にしてやる事であり、その為に、早期から治療を施し、その症状に応じて各種の療法を行い、長い期間を用いて、もう之以上機能の恢復を計る事は無理であるという点までもつて行くのである。

治療、看護に非常に長い期間を要するので、時間的、経済的問題で、多くの親達が気になり乍らも遂放置せざるを得なくなつていたと云うのが、今までの我國の状態である。

治療ばかりでなく、教育も充分に受けられず一人前の人間として取扱われなかつたものが多数にある。

此社會的問題を解決するのが、肢体不自由児の療育機関の完成なのである。

我国に於ても既に大正末期頃から此事を問題にしていた人はあつたが、殆ど顧みられなかつた、最近やつと多数の人の口から肢体不自由児の福祉が叫ばれるようになり、僅か乍ら

療育機関も設置されるに至つたが、社会の要求を満足させるには程遠い。

近い将来全国的療育施設が作られると思う。その時は、此様な肢体不自由児を持つ親は安心して看護、治療、教育更に職業の事まで委託する事が出来るようになる。

脊髄小兒麻痺の項でも一寸述べたが肢体不自由児に対しては兎角變な目で見、又は安価な同情をよせるものが非常に多い、之は絶対にやめて貰ひ度いものである。

世の中の人々の斯かる態度が、如何に肢体不自由児を内向性にしたリ、獨立的精神を失わさせたりしているであろうか。

可哀そうであると思つたら、勿論手足の不自由な處は充分に理解してやらねばならぬが。

かばう氣持は捨て、我々も人に迷惑はかけない社会の立派な一員であるという誇りを持ち、強い、獨立的な精神を持つて生活出来る人間を作り上げるよう、各方面から指導、訓練をしてやらねばならない。

幼 児 の 心 理

— 2 —

お茶の水女子大学教授

波 多 野 完 治



第二講

幼 児 心 理 の 發 展

社會性の發生

あかん坊と幼児とのちがいは、幼児になると「制限」が多くなることである。

赤ちやん時代も勿論制限はある。考えようによつては、赤ちやんの方が不自由だともいえる。しかしこの不自由は自分の身体や心の「きかない」不自由さである。これに反して幼児になつてからの不自由さは、自分の身体や心は「利く」のに、それが外の社会から制約を受けるといふ意味での不自由さである。

赤ん坊のときには、命令、禁止等、による自由の制限はない、自分ではやれるのに、他の人が「いけません」というために行えないというような事態は赤ちやん時代には夢にも考えなかつ

たことである。ところが幼児になるとこれがでてくる。

ところで、大人になるとこの制限はもはや幼児時代のような「わずらわしさ」を失つてしまふ。大人は長いことかかつて、このような命令や禁止に対する「慣れ」を獲得するのである。だから大人には制限がもはや制限では無い。「心の欲するところに従つてメリをこえず。」という孔子の心境にはほぼ遠いが、少くとも一般社会の要求する程度の制限には自然にかなつてゐるのである。

このことから幼児には「社会」が特に命令、抑圧、禁止の力としてあらわれる。ということがおこつてくる。赤ちやんには社会を社会としてうける力がまだない。小学校にでも上るようになる、一通りの行為は社会化されてしまふ。いわゆる

「おとな（柔和）になつた」

のである。ところが幼児はまさにその「大人」又は「柔和」になる途中の段

階である。

今ここでとりあつかつてゐるのは幼児といつてもその前期、特に二歳三歳位のとぎの年ごろだが、この年ごろは子供がとかく泣きむしになり、カンシヤクをおこしやすく、不きげんなことの多い年齢である。すいぶん健康な、きげんのいい子でも、二才から三才というときやはり工合がわるい。その一つの理由は上のように社会の制限が急に強化され、又子供がそれを「自覚」し、「意識」しはじめるという事情にもとづくのである。

かようにして子供は幼児になつてはじめて「社会」を知る。しかも社会をまず「制限」「命令」「禁止」として知る。勿論大きい愛情の中での「命令」として知るのではあるが、こういう知り方は教育にとつても、子供の成長にとつてもあまりのぞましいことではない。それで今日では子供の禁止をできるだけへらそう、という傾向があらわれている。子供に対する禁止はごく

ごくの最小限にしておいて、あとは自由に、きままにさせる。これは大変いいことなのだし、これによつて子供はのびのびとした人格を發展させるに相違ないのであるが、しかし、子供がこの命令においてこのような事態を「知る」という事情はうごかすことができな

い。子供は生後一ヶ年前後で人みしりをはじめ。これが子供の社会生活の第一歩である。しかしこれは子供の目の前にでてくる「絵」の相違にすぎない。今まで子供の目の前にあらわれる「絵」は父又は母をふくんだ「みなれたガクブチ」の絵であつた。今それとはちがつた変な絵が、変なガクブチの中にあらわれた。そこで子供はいやなおもいをし、泣くのであらう。こんな風に赤ん坊の知覚は「絵」の連続にすぎない。

幼児になると、運動能力の発達にもなつて、この絵と運動とがむすびつく、つまり絵と自分の運動とが相互に

浸透する。この相互浸透の過程において、幼児は禁止を経験する。これが、「社会」なのである。自分の欲望の前にたちふさがり、自分の欲望をおさえる妨害物——それが幼児の経験する社会なのである。子供が二才前後において物を「物」として把握しはじめるとき、即ち「物」の恒常性、永続性、不可入性等を知りはじめるとき、子供にこのような禁止があたえられるという事態が「本質的」なのである。

だが、子供にはもう一つ社会のあたえられる機会がある。それは子供の目にうつる「絵」が変化する。という事情である。子供は二才前後まで主として家の中に生活するのであるが、その家の中の「状況」は刻々にかわる。

今いた父がいなくなり、その代りに母が入つてくる。そうかとおもうと又別のなきごえがする。

こういう風に、自分のふくまれてゐる場面、状況が變化するということその変化を通じて主役をなしているもの

があり、しかもその主役は場面の變動を通じて同一にとどまる。ということの認知、これが「他我」の認識のはじめである。つまり「人間」というものの発見がここに成立するのである。子供は一才半位から二才のころにかけて「物」を「物」として認識しはじめる。「絵」は目をつぶればきえうせてしまふ。目をあげば又出てくる。しかし「物」はこつちが目をつぶつたり、目をあいたりするのは無関係に、外に存在し、永続的である。だから物にハンカチをかけて物をおおつても、一才半以上になると、そのハンカチをどけて物をとろうとする。それ以前では、ハンカチをかけると、もうその物をとろうとしない。(ピアジェの実験)

このような恒常性が人間に適用されるには少し時間がかかる、なぜなら物は急に変化はしない、自分ではうごかないが、人間は着物をかえたり、化粧をしたり、目の前でないたり、わらつたりするからである。しかし二才前後

になるとこういうことが解つてくる。

ところでこのような人間は、子供の最大の関心の対象になる。家庭の中の「他我」はたえず子供にはたらきかける。彼等は子供に命令し、禁止し、わらいかけ、共にあそぶ。又子供の欲求は多く他我を通じて実現される。こうして、他我は子供の

(1) 感覚

(2) 感情

の分化に大きな影響を与うるのである。他我における感覚は大部分感情とむすびついている。即ち顔又は身体のごくさつまり表現みぶりとして把握されねばならないのである。ここから「記号」の意識がおこつてくるが、しかし今の場合もつと大切なのは感情そのものの発展契機とその他我である。なぜなら精神分析学者がコンプレックス(複合)という名でよぶ精神的状態の大部分はこの時機に発生の動機をもつからである。

コンプレックス

コンプレックスとは一つの欲求不満が中心となつて、そのまわりにいるいろいろな観念又は観念群をあつめ、それがとけがたく錯綜してしまつて、極端な場合には、それが心のしこりのようになつて、精神病の原因になるものをいふのである。

出生コンプレックス

離乳コンプレックス

劣等感コンプレックス

等はその代表的なものである。

ところでこれらのコンプレックスが全部「人間関係」にその基礎をもつてゐることは充分注意しなければならぬ。つまり父や母やその他の人々との「感情生活」がコンプレックスの発生のもとなのである。

特に大切なのはこの時機に弟や妹がうまれることである。弟や妹が生れなくとも、兄や姉でも、子供はこの時機にその存在をはじめて意識するのであ

るから、それが大切なことはいうまでもないが、弟や妹の生れることはことに重大である。なぜかという、弟や妹は、今までなかつたものであり、自分たちの生活の中に不意に侵入して行くものであり、自分の生活の規則を茶目茶にしてしまうものだからである。

弟や妹が生れるまで、自分が一家の中心であつた。父や母の愛を一手にあつめていた。今はそうではない。自分が今までとりあつかわれていたのと同じように、新しくうまれたものが、とりあつかわれている。

ここに「シット」という感情が出てくるが、今の場合大切なのは、この感情そのものよりも、この感情によつて彼の世の中をみる見方がかわつてくるということである。

即ちここに價值感のはじめがめばえてくる。又、一家の中で、時に応じて、人の関係がかわつてくる。ということがわかつてくる。

「物」はやはり場面に応じて変る。

あるものはヒルマは唯の芽であるが、ヨルは心ばり棒になり、こしかけは時として、フミダイとなる。人間にも時としてそういうことがある。しかし、人間の場合には、これにもう一つの特性が加わる。それは、人間は、場面に応じて役割を変化しつづしかもやはり個人としての性質を保存している、ということである。父は外では会社員であるが、家では父である。庭へでは植木を弄り水をまく人になる。

赤ちゃんの時代にはこういうことは唯そのものとしてうけとられるのであつた。これをピアージエは「唯現象論」(フェノメニズム)といつてゐるが、現象がそのままあたりまえの事としてうけとられているのである。ところが幼児前期になると、そのいろいろの役割を通じて、「父」という一貫したものがあつて、それがわかつてくる。

「多様の統一」

この言葉はルネッサンスの時代によくつかわれた言葉で、特に古典美術の

性格を示すのにつかわれるが、今の場合これはそのまま幼児の心にあてはまる。幼児は父が会社へ出かけて、ごはんをたべ、庭で水まきをするという多くの役割を通じて然も同じ「父」として止つてゐることを掴むのである。

おそらく、子供は、父にはたらきかけてみてその事を会得するのであらう「お父さん」

とよぶと、庭で水をまいてゐる人はたちまち「父」にかえる。こういう実験的な操作(オペレーション)それは赤ん坊の時代にはないことである。とに角幼児がこのようにして他我をみとめるばかりでなく、他我に「統一的人格」をみとめるようになるということは大切である。

意味の發生

なぜかという、一つはこれによつて子供が、「あらわれてゐるもの」と「その背後にあるもの」その差を知るようになる、ということがおこつてく

るからである。

「あらわれているもの」

これを現代の意識学ではシニファイ
SIGNIFIE となすけ

「あらわすもの」

これをシニファイアン、SIGNIFIANT
I とよつていう。父は今庭で木に水を
やつているが、それでもやはり父は父
なのである。つまりむすかしくいえば
「本質」と「現象」
という二つのことが初歩的にわかりは
じめる。

さて、このことはコトバの發生及發
達に大変な關係がある。社会的人間に
ついでに「多様の統一」の自覺と、コ
トバの發生とどつちが先か。これは伸
々むすかしい問題だが、おそらく發生
的にはコトバの方が先であろう。

しかしコトバにもいろいろある。が
らがらのおもちやをがらがらといひ、
犬をワンワンというのは、いわば部分
をもつて全体を指すので、子供にもか
なりやさしい。ワンワンは犬のなきご

えであり、子供は実際にこれを經驗す
ることができる。

筆者のうちの子供はウマのことをヒ
ンヒンとおしえられたが、これをなか
なかおぼえなかつた。おしえてもおし
えてもわすれるのである。しかし、こ
れをパカパカとおしえたらすぐにおぼ
えた。ウマをみれば、それはいつもパ
カパカと音をたててあるいているので
ある。これに反して、子供がみている
とき、ウマが「ヒーン」となくことは
めつたにない。こういう經驗をしない
かぎり、ウマを「ヒンヒン」というこ
とは高次の意味賦与の經驗になるので
あろう。ウマをパカパカと命名するこ
とは部分をもつて、全体を指すので、
低次の體驗である。このような「意味」
體驗ならば、一才前後からすでに存在
しうるのであろう。

しかし、「人間」的存在における多
様の統一の自覺は高次の意味體驗の前
提として必要なのではなかるうか、少
くともこのような高次の意味作用と、

社会的人間における多数の統一の心理
作用とは手をたずさえて發達していく
ものに相違ない。事実、子供の言葉の
量(単語)は、二才から三才までの一
年間に著しい増加を示すのである。言
葉の多くは、シニファイアンと、シニフ
イエとが、人工的にむすびついたもの
である。ワンワンと犬というように、
工合よくくつついている場合は少な
い。二本の棒をハシというのでは、シ
ニファイアンとシニファイエとの關係はす
ぐむすびつかない。こういう人工性は
言葉の特色である。

幼児語は大人の言葉に比べてこうい
う人工性が少ない様に工夫してある。

自動車をブーブー

自転車をチリンチリン

牛を モウモウ

等はシニファイアンとシニファイエとの間
に必然性がある。これは低い心性に適
応した、命名であり、この点から幼児
語を使わずに、いきなり標準語を學ば
せるべきだ、という主張は少くともこ

く小さい幼児の場合には無理な、非心理学的な議論だということが出来る。

四五才ころにもなれば、子供は勿論高次の意味意識を発達させているのであるから、標準語を中心として言語使用を奨励せねばならない。

自 我

もう一つの重大なことは、このような他我の発見によつて、次に「自我」が発見される契機をつくる、ということである。

昔の心理学では自我は生れたときからあるので、他我が後で見出されるのであつた。然し自我が後から見出されるものであることはフロイトがまず明きらかにし、ついでピアジェ、ワロン等フランスの心理学者たちによつてほぼ定説として確立された。

他我が多様の統一として把握されるためには「記憶」が発達してきていなければならぬ。「以前の」人間が、「今」かわつてでるからこそ、「多様

の統一」ということがあるのである。

子供の前で変なかおをしてみせる。

一才以後の子供はどんな顔をしてみせてもおどろかずにわらつてゐる。これはその変な顔の背後に「父」又はおじさんを認めてゐるからなのである。

このようなことは「意味体験」がなくてはできないか、又同時に「記憶」がなくてはできない。

「時間の連続」ということは、他我がかりでなく自我にも適用される。今まで（赤ちやん時代）子供はおなかがすけば食事をほしがり、目の前にあらわれればおもちゃをほしがつた。しかし、今では子供はおもちやのしまい場所をしつており、自分で行つてそこからおもちやを出してくる。これは自分の過去の「行為」が現在まで連続していなければできないのである。

自我は多くの「我」（他我）のうちで特別な存在である。全ての「知覚」が自我のいろいろな部分を起点としてゐる。たとへば、自我からのへだたり

に應じて、同じものが、小さくみえたり、大きくみえたりする。

こうして、自我は多くの我のなかで特殊の意味を獲得する。子供のあらゆる行為はこれから後、この「自我」の恒常連続という点から計画され、遂行されることになる。つまり環境との調整が自我を起点として行われることになるのである。

これが出来るようになるのが満三才のことである。これから以後、子供に一つの特性が出現する。それは「自己中心性」である。

今まで、子供は欲望の充足をもとめた。しかし、それは「自己の欲望」の充足ではなかつた。鉄片がジシヤクに引きつけられるように、欲望の充足がもとめられたにすぎない。三才以後、四五才のころの行為はそれとはちがう。それは自我を起点とする新しい行動調整のおこなわれる時期である。これを幼児後期とする。

第六回日本保育大會開催要綱

一、趣旨 全国保育関係者の参集を求め乳幼児保育の全般につき審議し、その総意を結集すると共に社会全般の深い理解を求め、保育事業の画期的振興を図る。

二、名稱 第六回日本保育大會

三、主催 日本保育連合会

四、主管 中国地区保育連合会、島根県保育連合会、島根県教育委員会

島根県 松江市

五、後援 中国五県教育委員会 中国五県 島根県社会福祉協議会

六、會期 昭和二十七年五月二十七、二十八、二十九、三十日 四日間

七、日程並會場 五月二十七、二十八、二日間 幼児教育講習会(松江市公会堂)
五月二十九、三十日、二日間 保育大會(松江市公会堂)

八、幼児教育講習會日程 (数字の太字は午後)

二十七日(火)受付(八・〇〇)開会(九・〇〇)根岸講師講習(九・〇〇)

二二・〇〇)リズム音楽講習(一・〇〇)→

二十八日(水)黒丸講師講習(九・〇〇)——二二・〇〇)リズム音楽(一・〇〇)

〇——)会場は午前松江市公会堂・午後松江高等学校(校体育館)

講師 幼児保育に於ける製作カリキュラム 根岸草笛先生

幼児の精神衛生 大阪大学教授 黒丸正四郎先生

リズム音楽 お茶の水大学教授 戸倉ハル先生

小林つやえ先生

第五回保育學會

開催豫告

一、日時

昭和二十七年五月二十五日(日)
午前九時—午後四時

一、会場

名古屋保育専門学園講堂
名古屋市昭和区白金町三ノ十一
(市電東郊通り三丁目下車)

一、研究發表

一人一二分以内、質疑応答三分、計一五分以内、約十六名の予定

発表希望者は三月十五日迄に題目職氏名を明記の上左記へ申込まれたい

名古屋市東大幸町一

愛知学芸大学内

鈴木信政宛

一、シンポジウム

幼稚園と保育所を

どう考えるか

東京都港区麻布盛岡町一

愛育研究所内

日本保育學會

九、大 會 日 程 (数字の太字は午後)

二十九日(木)開会式(九・〇〇)議事(一〇・〇〇—一一・〇〇)記念講演

(一一・〇〇—一二・三〇)昼食(一二・三〇—一・三〇)分科会(一・三〇

—四・三〇)市内観光(五・〇〇—)

三十日(金)分科会(九・〇〇—一一・〇〇)総会・閉会式(一一・〇〇—

一二・三〇)昼食(一二・三〇—一・三〇)大社参拝(一・三〇—)

一〇、レクリエーション

郷 土 芸 術 五月二十九、三十日 市 公 会 堂

(安来節、関の五本松、神代神楽)

一一、郷土名勝案内

1、五月二十九日 菅田庵、月照寺、ヘルン旧居、ヘルン記念館(自由参観)

2、同 三十日 午後大社観光(全員御接待、大社に於て解散)

一二、大會終了後の観光視察コース

第一班 大山 三朝温泉——鳥取砂丘

第二班 隠 岐 島

第三班 宮島——鷺羽山

第四班 萩——秋芳洞——湯田温泉

一三、宿泊料 六〇〇円(一泊三食)(主食並外食券は不要)

備 考

一、大会並に分科会に対する協議題について御意見のある方は貴県の教育委員
会又は民政部児童課へ御申出て下さい。

二、松江市灘町白濁幼稚園内に大会事務局をおきますので大会に対する事柄は
右へ御連絡下さい。

お茶の水女子大学附属幼稚園試案

幼 児 指 導 要 録

記 入 の 手 引

A5判五二頁定価三五円 七八円

幼児指導要録の記入もいよいよ昭和二十六年度から始められることになりました。こゝにお茶の水女子大学附属幼稚園の試案として「幼児指導要録記入の手引」が出されました。幼児の生活の実際と評価の尺度について客観的な正しい観察の手引として一つの指針となるものであります。幼稚園の諸先生の学年末の記入に際して役立つものと信ぜられます。

東京都千代田区神田

神保町二ノ四

発行所 株式会社 フレーベル館

官廳公示連絡事項

幼稚園の設置基準について

幼稚園の設置基準については、さきに文部省内に委員会を設けて研究を続けてきましたが、別紙(一)のように委員会から答申を受けましたので、この答申をより地方の実情に即さしめるため、別紙(二)のように全国都道府県教育委員会・都道府県知事・五大市教育委員会及び附属幼稚園を置く国立大学長あて意見を求めました。

別紙(一)

幼稚園の設置基準案の答申に際して

さきに、われわれは幼稚園設置基準作成準備委員を依頼されましたから、慎重に審議を重ねてまいりましたところ、この程、別紙のよくな答申案を得ることが出来ましたので、ここに答申いたします。なお、答申に際しまして、審議の要点を略記し、今後の幼稚園教育の発展のために、委員一同よりの要望を申し添えたいと存じます。

本答申案の審議に当つて、最も苦心いたしました点は、現在まで何等公的の援助もなく苦心經營されつつも、教育的には、なお甚しく立遅れの状態にあるといわねばならぬ幼稚園教育の振興のために、幼稚園施設の水準を出来るだけ引上げて幼児教育の理想に近づくこ

とを目標とすると共に、一方においては、水準引上げのため、現に存する幼稚園の存立をあやうくしたり、今後の普及をさまたげたりする結果にならないよう、理想と現実をどのように調和させるかという点であります。

したがつて、この答申案は、単に理想の基準を示したものではありません、今後数年の間に一般幼稚園が到達すべき水準を示したものとすべきものであります。

しかしながら、ひるがえつて今日の幼稚園の実状を見ますならば、数年のうちにこうした水準に到達することは、公私立幼稚園共に必ずしも容易なことではないと思われれます。なかんずく園地、園舎の整備と有資格の幼稚園教諭の補充とは最も重要な問題でありますので、前者に関しては国としても助成の道を開くこと、後者に関しては教員養成を行う国立大学に幼稚園教諭の養成のために充実したコースを設置することにつき、文部省当局の格段の御配慮を望むものであります。

幼児教育の重要性につきましては、いままら申上げる要はないと存じますが、将来これが義務制となり、あまねく教育の恩沢が及ぶようになることを期し、御尽力いただくことを委員一同衷心より願うものであります。

昭和二十七年二月八日

幼稚園設置基準作成準備委員会

委員長 三木 安正

文部省初等中等教育局長

田中 義男 殿

幼稚園の設置基準に盛るべき事項

〔教育課程〕

幼稚園の教育課程は、保育要領の基準による。

〔保育日時数〕

- 1、幼稚園の保育日数は、毎学年二百日を基準とする。
- 2、一日の保育時間数は、四時間を標準とする。

〔一組の幼児数〕

幼稚園の同時に保育を行なう一組の幼児数は、三十人以下を標準とし、特別の事由があるときは、この数をこえることができる。但し、四十人をこえることはできない。

〔一組の編制〕

幼稚園の同時に保育を行なう一組は、同じ年令の幼児で編制することを基準とする。但し、特別の事由があるときは、異なる年令の幼児で編制することができる。

〔専任教諭の数〕

- 1、幼稚園の専任教諭の数は、一組ごとに一人とする。但し、四組をこえる場合は、四組ごとにさらに一人を増すものとする。
- 2、専任園長を置かない幼稚園にあつては、組数のいかに加わらず、一人を増すものとする。

〔教諭と助教諭の割合〕

特別の事由があるときは、前条の教諭はその三分の一以内の範囲で、助教諭をもつてこれに代えることができる。

〔養護教諭と事務職員〕

幼稚園には、養護教諭と事務職員とを置くものとする。但し、特別の事由があるときは、これを置かないことができる。

〔幼稚園醫と幼稚園齒科醫〕

幼稚園には、幼稚園醫と幼稚園齒科醫とを置くものとする。

〔園地園舎の一般的制限〕

- 1、幼稚園の位置は、道徳上、保健衛生上の害がなく、教育上適切な環境でなければならない。なお幼児の通園における交通上の安全も考慮されなければならない。
- 2、園舎の敷地と運動場とは、一団の土地にあることを原則とする。
- 3、園舎は、平家建を原則とし、構造上堅ろうで、保健衛生上および管理上適切なものでなければならない。
- 4、園舎の他の施設設備、教具等は、幼児のために安全で、かつ美的であることが望ましい。
- 5、幼稚園には、必要な給排水設備を備えなければならない。
- 6、飲料水の水质は、衛生上無害であることが証明されたものでなければならない。
- 7、幼稚園には、防火および消火に必要な設備を備えなければならない。

〔園地・園舎・屋外運動場の面積〕

- 1、幼稚園の園地、園舎、屋外運動場の面積は、幼児一人につき、

次の表の最低面積を確保しなければならない。

なお、次の表の適正面積を確保することが望ましい。

- 2、幼稚園の園地・園舎・屋外運動場の面積は、その定員のいかにかわらず、次の表の最低制限面積を下つてはならない。

区分	幼児一人当り面積		最低制限
	最低	適正	
園舎	二・五坪	三・五坪	二〇坪
園外運動場	〇・九坪	一・三坪	四〇坪
	一坪	五坪	五〇坪

(備えなければならぬ施設備)

1、幼稚園には、左の施設設備を備え、かつ、その施設設備は常に改善されなければならない。

一、保育室、遊戯室

二、衛生室

三、職員室

四、便所、手洗場、水呑場

2、保育室および遊戯室、衛生室および職員室は、それぞれ兼ねることができる。

3、保育室の数は、その組数を下つてはならない。

4、便器の数は、幼児二〇人について大便器および小便器各一個の割合とする。

5、手洗用設備と水呑設備とは、これを区別しなければならない、(備えなければならぬ教具等)

幼稚園には、左の教具等を備えなければならない。

一、机、腰掛、黒板、戸棚等

二、ピアノまたはオルガン、簡易楽器、蓄音機、ラジオ等

三、積木、玩具、すべり台、ブランコ、砂場等

四、紙芝居、人形芝居等

五、絵本、童話、その他の参考図書

六、絵画製作用具等

七、保健衛生用具等

(備えることが望ましい施設設備等)

幼稚園には、左の施設設備等を備えることが望ましい。

一、給食施設

二、映写設備

三、図書室

四、飼育栽培設備

五、水遊び場

六、足洗場

七、身体を洗う設備

(その他)

1、この基準適用の際、現に存する幼稚園で、その園舎、屋外運動場等を他の施設と共用する場合、教育上支障があると認めるときは、これに区別を施さなければならない。

2、この基準適用の際、現に存する幼稚園は、この基準施行後三年間これによらないことができる。

別紙 (2)

文初初 第一〇八号

昭和二十七年二月二二日

各都道府県教育委員会
各都道府県知事 殿
五大市教育委員会

文部省初等中等教育局長

田 中 義 男

幼稚園の設置基準について（依頼）

このことについて、かねて本省内に協議会を設けて研究中のところ設置基準としてとりあげるに適當な事項およびその内容について、別紙のように一応まとまりましたが幼稚園教育の普及とその教育水準の確保という立場から、一層適切なものといいたしたいと思いますので、別紙要領によつて、貴管下関係者の御意見を伺いたく、ここに依頼いたします。

文初初 第一〇八号

昭和二十七年二月一二日

附屬幼稚園を置く国立大学長殿

文部省初等教育局長

田 中 義 男

幼稚園の設置基準について（依頼）

このことについて、別紙写の通り教育委員会及び都道府県知事に依頼いたしました。貴附屬幼稚園につきましても、別紙要領に準じて、御意見をうかがいたくここに依頼いたします。

幼稚園の設置基準調査要領

1、この調査は、幼稚園の設置基準をより一層適切なものとするため、このたび一応まとめた設置基準に盛るべき事項や内容を全国各方面に配布して、その意見を聞くとするものである。
2、調査方法は、各都道府県において自由とするが、少くとも次の代表者の意見をきくものとする。

(1) 幼稚園の設置認可権者

(2) 幼稚園教育指導者

(3) 設置者

(4) 幼稚園長及び教諭

3、報告様式は別紙様式による

4、意見は、設置認可権者、教育指導者、設置者、幼稚園長及び教諭ごとに別紙とする

5、報告期限は、昭和二十七年二月二十九日までとする。

幼稚園の設置基準に対する意見

都道府県名 ()

提出者名 ()

() 認可権者設置者等の別 ()

事	項	意	見	お	よ	び	考	慮	事	項
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

意見事項は、別紙(一)幼稚園の設置基準に盛るべき事項の各項目である。

会から

○爽かな五月が来ました。一年中で最も快い季節といつていいでしょう、若葉の新緑は地球も衣がえといましようか。目に美しいばかりでなく、盛り上げる活力に到るところ、潑刺として生き／＼しています。子供も衣替え姿に、つんつるてんの初袷の活気をのび／＼させています。

○三日の『独立祝賀式典』は、ことしの五月を特別の『国の喜び』として、幼児達の心も幼児らしい感激に喜ばせたいものですね。毎年の憲法記念日も、幼稚園保育所の祝いの日に相違ありませんが、憲法の喜びを幼い心に分らせる言葉は、必ずしも容易ではありません。それでも、賢明な先生方は、憲法の意味でなく心もちを——先生方自身が胸にもたれる心もちを、幼児の胸にも伝える途を講ぜられるに相違ありませんが、ことしの五月三日は、必ず幼児の心にも生涯の記憶にしてやらなくてはなりません。それには講話では尽せないかも知れません。おとなの歌では感じがないかも知れませんが、この日を幼児として迎え

た感銘が、いつまでもはつきり消えないような印象を与えてやりたいものです。その方法にいろ／＼工夫がありましよう、がこの日の先生のお顔の輝きこそ、その最も生き生きした印象でしょう。この日の先生の喜びの色、喜びの声こそ、貴いものですね。○五日のこどもの日は、うんと楽しく祝つてやりましよう。この日の鯉のぼりは、お節句以来の付きものですが、今日新たにこどもの日のものとして考案するとしても、大傑作です。都会の屋根の上でも、山村の森の中でも、こゝに日本のこどもあり(男の子ばかりではありません)と、青空高くひるがえつているところは、なんとこの日にふさわしい光景でしょう。

○ことしは、保育のフェスティバルの賑かなことですね。名古屋では保育学会総会があり、松江では保育所大会と、日本保育連合会大会とがあります。主催地、殊に二つの大会を引受けられる、松江の方々の御苦労は大したことですね。諸会に次々に出席せられる、保育関係諸君もお忙しいことです。たゞ、われ／＼保育所と幼稚園に対し、日頃日本の幼児保育のた

めの協力機関として同一関心を寄せているものには、何んとなく、蕪村の句が思いだされます。さみだれや大河を前に家二軒
また、こんな静かな句もあります。
落ち合ふて音なくなれる清水哉
いづれも折りからの季の句ですが、どつちの句がおすきは、人さま／＼ですね。

幼児の教育 第三卷 第五號

定価 金五拾円

昭和二十七年五月二十日發行

東京都中野区千光前町一〇

編集兼 倉橋 惣三

東京都文京区大塚町三十五

お茶の水女子大学附屬幼稚園内

發行所 日本幼稚園協會

印刷所 東京都板橋区志村町五番地

東京都千代田区神田保町二ノ四

發賣所 株式會社 フレーベル館

振替東京一九六四〇番

○本誌御購置について注文申込その他はすべて發賣所「フレーベル館宛」に願います

第一期幼児教育紙芝居文庫

1	ひよこのさんぽ	240	品切
2	つばめさん	160	〃
3	あめふり	160	〃
4	あたつのほし	200	在庫
5	しやぼんだま	200	〃
6	せくらべ	200	〃
7	お月さまおんがくかい	200	〃
8	お山の汽車ぼつぼ	200	品切
9	お山のクリスマス	260	在庫
10	たのしいお正月	220	〃
11	おさるのゆうびんや	260	〃
12	ブレーメンの おんがくたい	260	〃
	イツツ選集 1	240	〃
	イツツ選集 2	240	〃

東京画劇社

東京都新宿区新宿1の4
振替 東京 14802番

3大特色

- カリキュラムにそう作品
 - よい内容 うつくしい画
 - 指導解説書添付
- 幼児教育紙芝居研究会編

6	5	4	3	2	1
どうぶつ うんどうかい	えんそく	マザーグース	にじのはし わたれ	ポチととけい	はなになれ とりになれ 円 260
12	11	10	9	8	7
よい子ちゃん	もしもし おひなさま	おみせや ごっこ	アンデルセン 記念作品	お山の サンタさん	おさるの じどうしや

第二期 幼児教育紙芝居文庫 毎月刊行 予約募集

大好評の第一期にひきつづき、四月より順次刊行いたします。ご使用の一カ月前に発売。至急ハガキでもより取扱い店または本社へお申しこみ下さい。

厚生省児童局編

待望の 保育指針 出づ!!

A5型 153頁 定価 130円 送料 30円

(お申込は振替又は小為替利用が便利です)

保育するという事は安易なようで、なかなかむづかしい。こん度保育所のみならず、他の児童福祉施設における保育の為に保育計画の立て方保育児童の問題など、児童福祉施設一般にわたる保育の専門事項を取り纏め、こゝに「保育指針」として上梓するとになった。本書の活用如何はかかつて保育に携る者の手腕と技術にまつべきであらうと思う。

厚生省児童局長 高田正巳序

【内容の一部】	保育の目標と原理	吉見 静江	道徳の育成	キユツクリツヒ
	生活の環境と調整	高島 巖	保育計画と自発性	副島 ハマ
	身体の機能の発達	斎藤 文雄	保育計画とは何か	珠川 善子
	精神の発達	半島 義友	1-2才幼児の保育	鈴木 とく
	生活指導	堀 巖	乳児院に於ける保育	星野 きく代
	遊びの指導	竹田 俊雄	看護施設に於ける保育	高島 巖
能力の育成	副島 ハマ	保育の実際問題	堀 巖	

東京都千代田区 財団法人 日本児童協會 振替 東京 神田司町一の一 一九五三二九番

6 月 号 予 告

観
察

キンダブック

繪
本

KINDER-BOOK

第 7 集

〔かわのたび〕

第 3 編



☆お子さまの健やかな魂の御成育に
なくてはならぬ日本一の立派な絵本☆

A 4 判・16 頁・月一回発行
解 説 付
定 価 45 円・送 料 8 円

か
わ

川は小さい源からだんだん大きくなる。川の水は始終動いているもう一つ、川の源は清く澄んでいる。それが落葉の下をくぐり、岩の瀬を越え、ゆくゆく合流し、だんだん幅が広くなり、先ず河口に辿りついて、更に大海に入る。その長い行路と楽しい希望とは、子供の生涯に似ている。

発 行 所

東京都千代田区神田
神保町二丁目四番地

株式
会社

フ レ ー ベ ル 館

振替口座東京
一 九 六 四 〇 番